

# 「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」 平成27年度フォローアップ調査結果

---

平成28年3月

総務省 情報流通行政局 情報通信作品振興課(コンテンツ振興課)

# 回答状況の概要 ①

## 1. 回答状況

回答数の合計：673社（対象社数1,726社 回答率39.0%、有効回答数：617社※1）

（内訳）

※1 有効回答数：回答数の合計から「今回は放送コンテンツの製作取引の実績なし」との回答56社を除いた回答数

### 放送事業者からの回答状況

回答数：351社※2

（対象社数583社 回答率60.2%、有効回答数：336社）

【参考】前回（平成25年度）調査は135社を対象、回答数：130社、回答率：96.3%  
地上基幹放送事業者128社及びBS放送事業者7社のみを対象。

メディア別	対象社数	回答数
地上基幹放送事業者※3、4	128社（NHK含む）	114社（89.1%）
衛星系放送事業者※3、4	6社（民放連加盟） 80社（衛放協加盟）	73社（84.9%）
ケーブルテレビ事業者※5	369社	163社（44.2%）

※2 回答数には、無記名回答の1社を含む

※3 地上基幹放送事業者及び衛星系放送事業者は、テレビジョン放送を行う社を対象

※4 NHKは地上基幹放送事業者、放送大学学園は衛星系放送事業者として集計

※5 ケーブルテレビ連盟加盟社を対象

### 番組製作会社からの回答状況

回答数：322社※6

（対象社数1,143社 回答率28.2%、有効回答数：281社）

【参考】前回（平成25年度）調査は401社を対象、回答数：115社、回答率：28.7%

団体名等	対象社数	回答数
全日本テレビ番組製作社連盟（ATP）	131社※7	45社※7（34.4%）
全国地域映像団体協議会（NRA）	183社※7	71社※7（38.8%）
日本映像事業協会（JVIG）	121社※7	35社※7（28.9%）
日本動画協会（AJA）	47社	14社（29.8%）
団体未加盟 （民間放送年鑑2013に掲載されている番組製作会社）	695社	157社（22.6%）

※6 回答数には、無記名回答の14社を含む

※7 回答数等の重複について

・ATPとJVIGの双方に加盟している社：対象社数32社、回答数13社

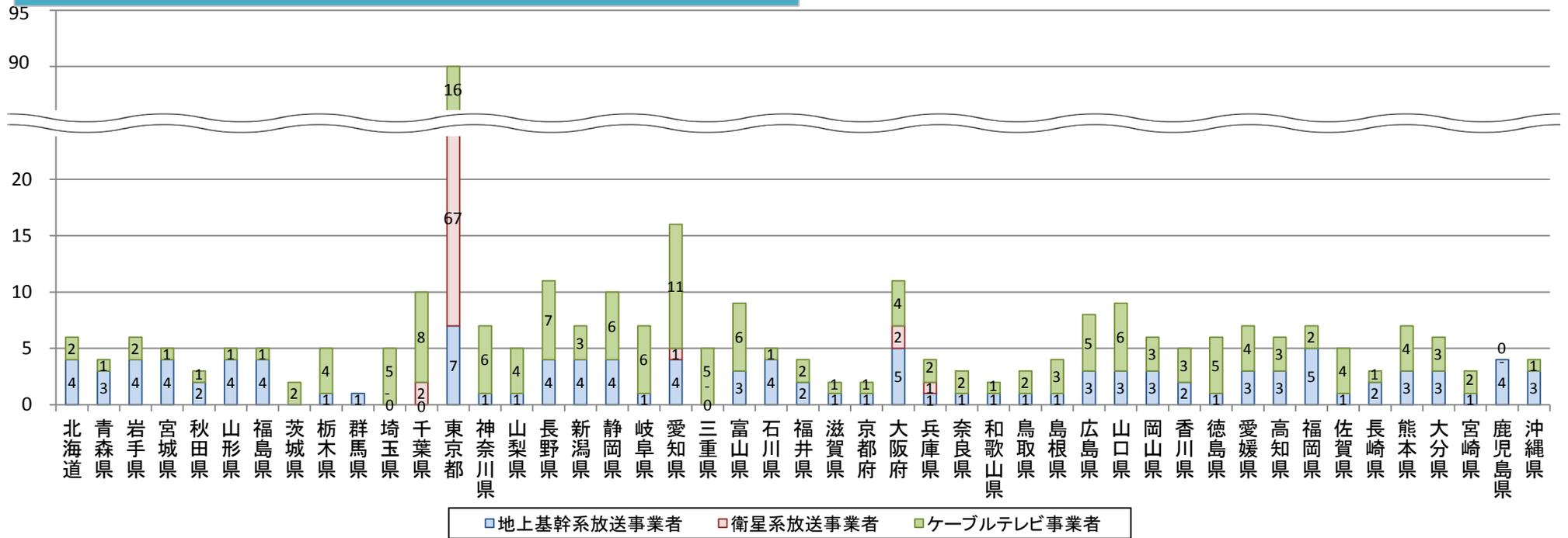
・NRAとJVIGの双方に加盟している社：対象社数2社、回答数1社

## 2. 調査方法・内容の概要

調査方法等	<ul style="list-style-type: none"><li>・調査対象社にアンケート票を送付し、書面調査を実施</li><li>・調査対象期間：平成27年1月1日～同年12月31日</li><li>・アンケート実施期間：平成28年1月20日～同年2月19日</li></ul>
調査内容の概要	<ul style="list-style-type: none"><li>・ガイドラインの認知度</li><li>・消費税率の引上げへの対応</li><li>・取引構造</li><li>・発注書の書面交付</li><li>・著作権の帰属</li><li>・取引価格の決定</li><li>・取引内容の変更に伴う追加費用の支払い 等</li></ul>

# 回答状況の概要 ②

## 3-1. 放送事業者からの回答状況（地域別）



	北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	山梨県	長野県	新潟県	静岡県	岐阜県	愛知県	三重県	富山県	石川県	福井県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	島根県	広島県	山口県	岡山県	香川県	徳島県	愛媛県	高知県	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県	合計※
回答数	6	4	6	5	3	5	5	2	5	1	5	10	90	7	5	11	7	10	7	16	5	9	5	4	2	2	11	4	3	2	3	4	8	9	6	5	6	7	6	7	5	3	7	6	3	4	4	351
対象社数	10	6	11	7	4	7	5	3	10	1	12	14	106	8	21	29	10	18	11	21	8	12	11	11	3	5	12	8	3	2	6	11	13	11	11	7	18	15	10	13	13	17	11	18	6	8	6	583
回答率 (%)	60.0	66.7	54.5	71.4	75.0	71.4	100	66.7	50.0	100	41.7	71.4	84.9	87.5	23.8	37.9	70.0	55.6	63.6	76.2	62.5	75.0	45.5	36.4	66.7	40.0	91.7	50.0	100	50.0	36.4	61.5	81.8	54.5	71.4	33.3	46.7	60.0	53.8	38.5	17.6	63.6	33.3	50.0	50.0	66.7	60.2	

総合通信局等管内別	北海道総合通信局	東北総合通信局	関東総合通信局	信越総合通信局	東海総合通信局	北陸総合通信局	近畿総合通信局	中国総合通信局	四国総合通信局	九州総合通信局	沖縄総合通信事務所	合計※
回答数	6	28	125	18	38	18	24	30	24	35	4	351
対象社数	10	40	175	39	58	34	33	52	50	86	6	583
回答率 (%)	60.0	70.0	71.4	46.2	65.5	52.9	72.7	57.7	48.0	40.7	66.7	60.2

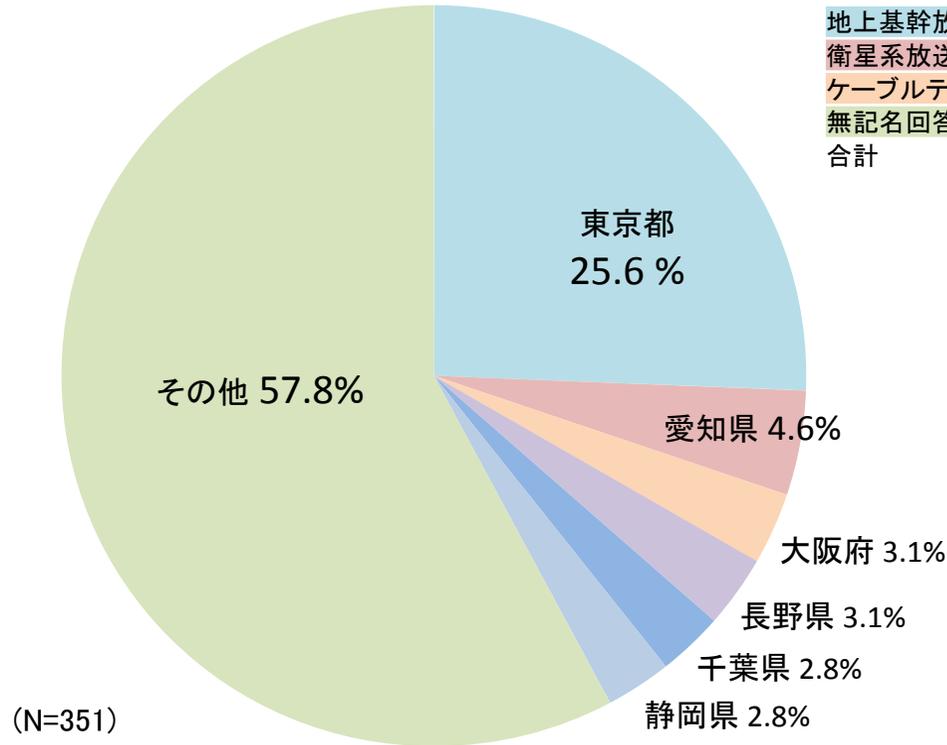
※ 回答数の合計には、無記名回答の1社を含む。

# 回答状況の概要 ③

## 3-2. 放送事業者からの回答状況

### 都道府県別

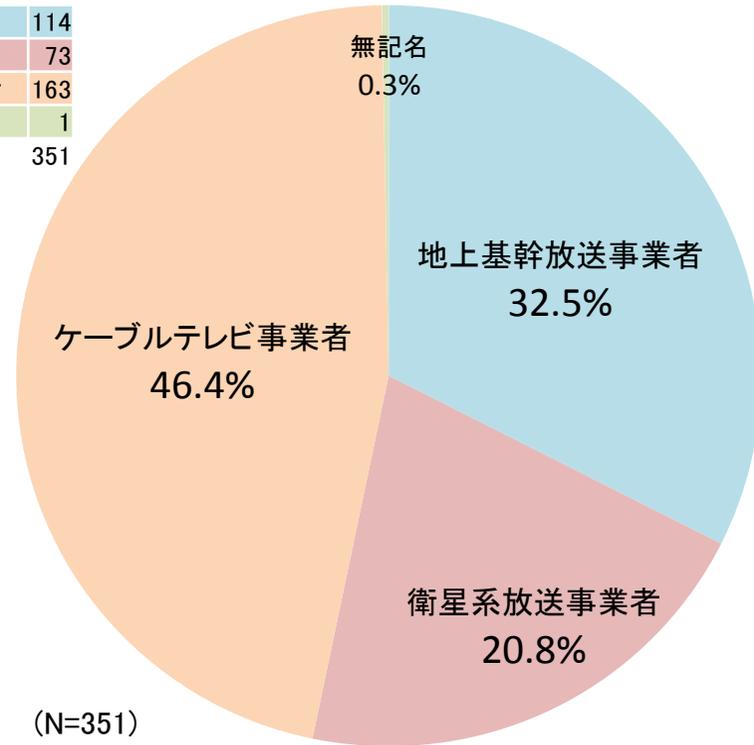
東京都	90
愛知県	16
大阪府	11
長野県	11
千葉県	10
静岡県	10
その他	203
合計	351



※ 回答数には、無記名回答の1社を含む。

### メディア別

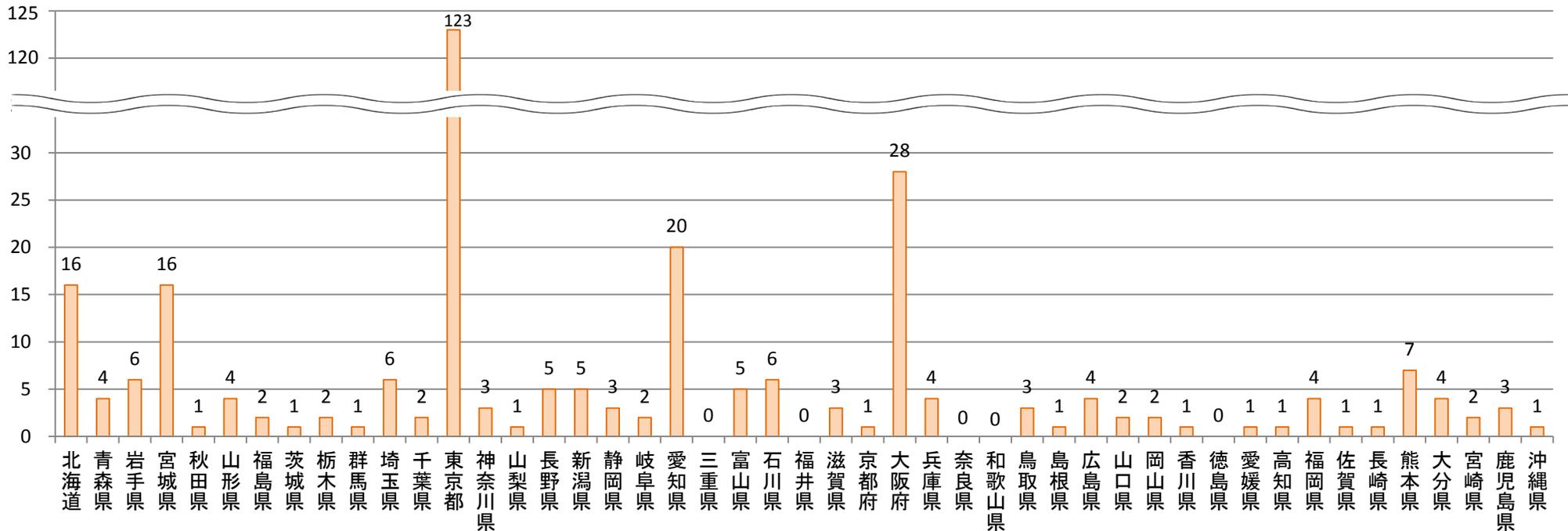
地上基幹放送事業者	114
衛星系放送事業者	73
ケーブルテレビ事業者	163
無記名回答	1
合計	351



※ 回答数には、無記名回答の1社を含む。

# 回答状況の概要 ④

## 4. 番組製作会社からの回答状況（地域別）



	北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	山梨県	長野県	新潟県	静岡県	岐阜県	愛知県	三重県	富山県	石川県	福井県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	島根県	広島県	山口県	岡山県	香川県	徳島県	愛媛県	高知県	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県	合計※	
回答数	16	4	6	16	1	4	2	1	2	1	6	2	123	3	1	5	5	3	2	20	0	5	6	0	3	1	28	4	0	0	3	1	4	2	2	1	0	1	1	1	4	1	1	7	4	2	3	1	322
対象社数	43	7	18	34	2	11	7	1	6	7	11	5	521	12	3	18	13	6	4	66	6	16	20	2	4	11	119	17	0	3	6	2	14	6	3	5	1	6	9	33	3	4	19	10	7	10	12	1143	
回答率 (%)	37.2	57.1	33.3	47.1	50.0	36.4	28.6	100	33.3	14.3	54.5	40.0	23.6	25.0	33.3	27.8	38.5	50.0	50.0	30.3	0.0	31.3	30.0	0.0	75.0	9.1	23.5	23.5	-	0.0	50.0	50.0	28.6	33.3	66.7	20.0	0.0	16.7	11.1	12.1	33.3	25.0	36.8	40.0	28.6	30.0	8.3	28.2	

総合通信局等管内別	北海道 総合通信局	東北 総合通信局	関東 総合通信局	信越 総合通信局	東海 総合通信局	北陸 総合通信局	近畿 総合通信局	中国 総合通信局	四国 総合通信局	九州 総合通信局	沖縄 総合通信事務所	合計※
回答数	16	33	139	10	25	11	36	12	3	22	1	322
対象社数	43	79	566	31	82	38	154	31	21	86	12	1,143
回答率 (%)	37.2	41.8	24.6	32.3	30.5	28.9	23.4	38.7	14.3	25.6	8.3	28.2

※ 回答数の合計には、無記名回答の14社を含む。

# フォローアップ調査への回答（目次）

1. ガイドラインの認知度	P.6	8. 取引価格の決定	P.23
2. ガイドラインの周知啓発の実施状況	P.7	9. 取引内容の変更及びやり直し	P.31
3. 会社の規模等	P.9	10. 音楽の著作権の帰属	P.35
4. 放送局系列の番組制作会社 からの受注	P.12	11. アニメの著作権の帰属	P.40
5. 発注書の書面交付	P.13	12. 出資強制	P.42
6. 下請代金の支払期日	P.15	13. 契約形態と取引実態の相違について	P.43
7. 著作権の帰属	P.16		

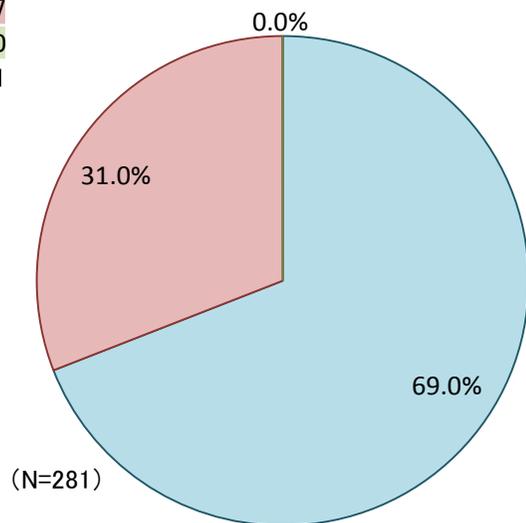
# 1. ガイドラインの認知度

## 番組制作会社からの回答

### 【ガイドラインの認知度】

「放送コンテンツの制作取引適正化に関するガイドライン」を知っていましたか。

1.知っていた	194
2.知らなかった	87
無回答	0
合計	281

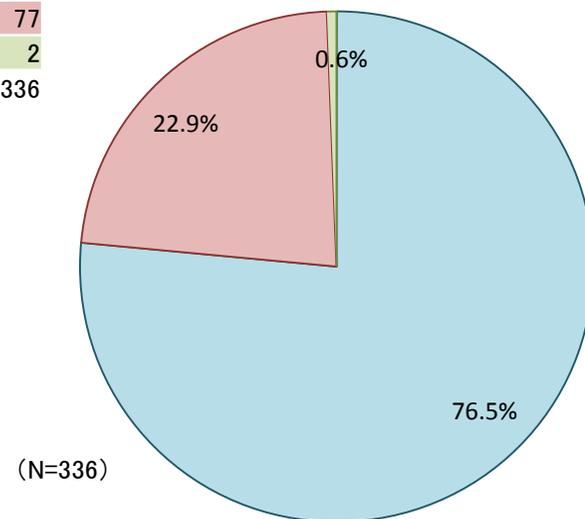


## 放送事業者からの回答

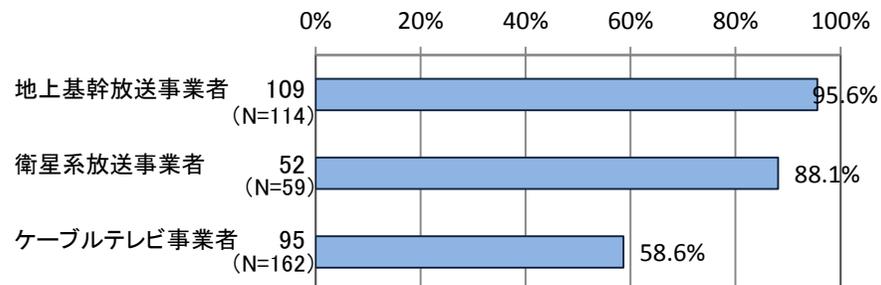
### 【ガイドラインの認知度】

「放送コンテンツの制作取引適正化に関するガイドライン」を知っていましたか。

1.知っていた	257
2.知らなかった	77
無回答	2
合計	336



### 【「知っていた」と回答した放送事業者の種別】



※ 上記放送事業者の種別には、無記名回答の1社を含まない。

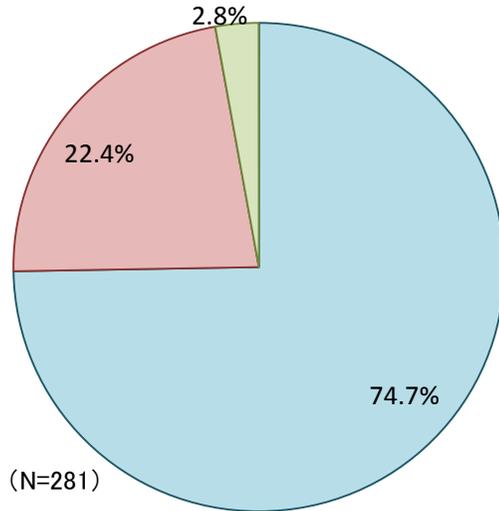
## 2. ガイドラインの周知啓発の実施状況 ① (説明会・講習会・セミナー等への参加)

### 番組制作会社からの回答

#### 【説明会等への参加意向】

今後、下請法やガイドラインの内容に関する説明会・講習会に参加したいと思いますか。

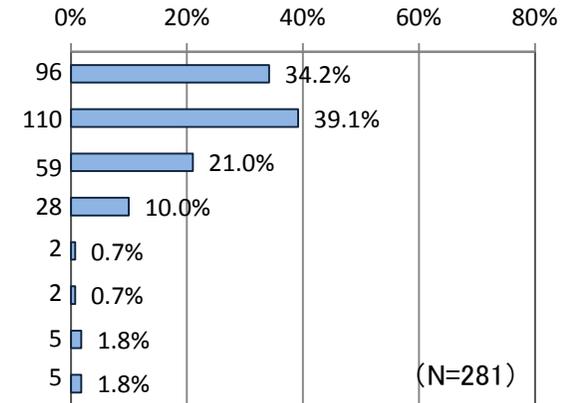
1.参加したい	210
2.参加したくない	63
無回答	8
合計	281



#### 【説明会等へ参加したことがない理由】

これまで、下請法やガイドラインの内容に関する説明会・講習会・セミナー等に参加したことはありますか。参加したことがない場合は、その理由をご回答ください。

1. 参加したことがある
2. 説明会等が開催されていることを知らなかったから
3. 参加する時間がなかったから
4. 参加出来る人員がいなかったから
5. 開催場所が遠かったから
6. 参加費用が高額だったから
7. その他
- 無回答



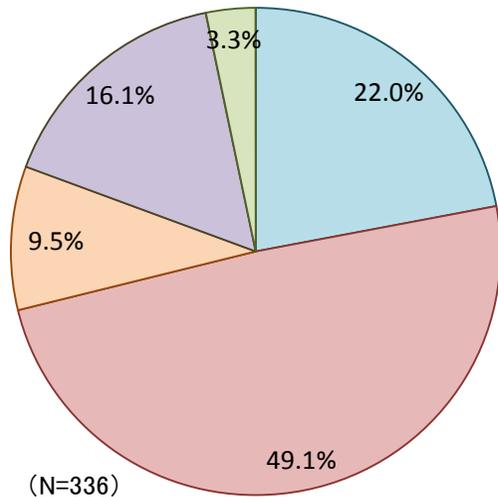
## 2. ガイドラインの周知啓発の実施状況 ② (社内周知、研修会の実施)

### 放送事業者からの回答

#### 【周知方法】

番組製作会社との契約を担当している者に対し、どのように下請法やガイドラインの内容を周知していますか。

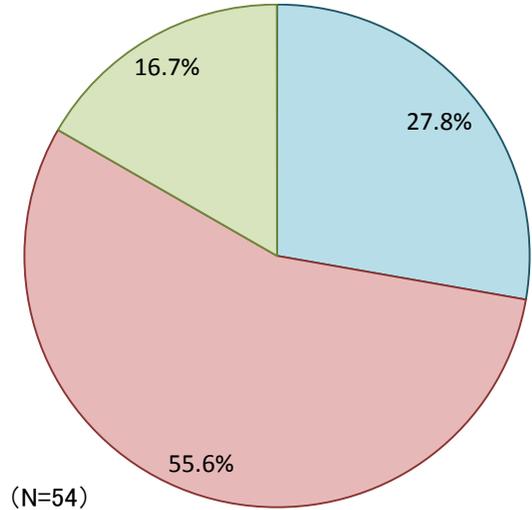
1.社内で定期的に説明会、研修会、セミナー等を開催し、担当者に対し、ガイドラインの内容を周知している	74
2.社内でガイドラインや下請法遵守マニュアルといった資料を担当者に配布し、ガイドラインの内容を周知している	165
3.その他の方法で周知している	32
4.特に何もしていない	54
無回答	11
合計	336



#### 【周知の予定】

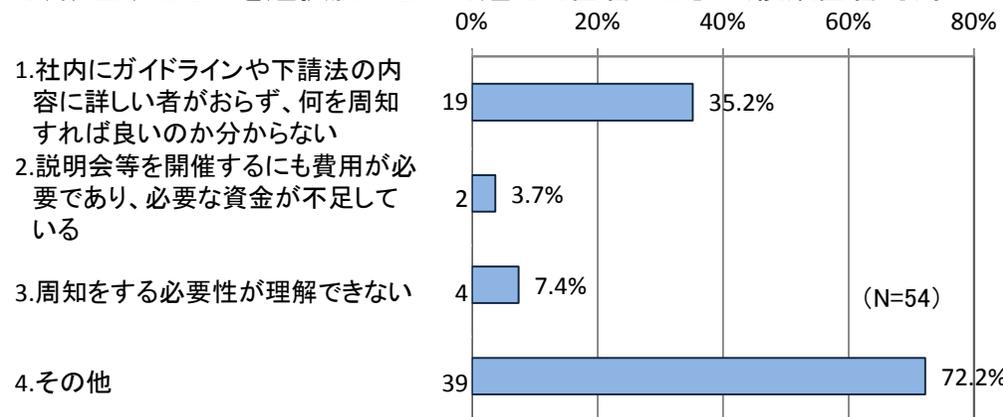
今後、担当者へのガイドラインの周知について、一年以内に実施する計画はありますか。

1.ある	15
2.ない	30
無回答	9
合計	54

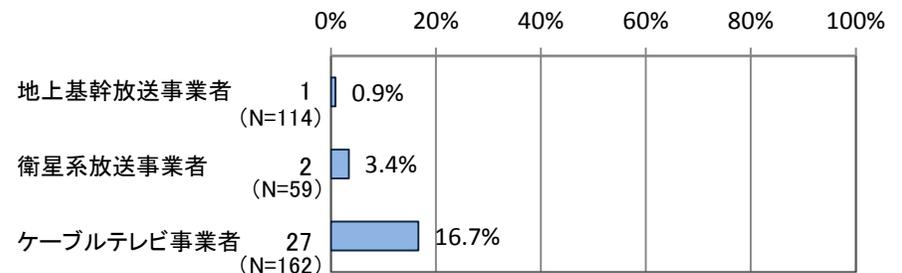


#### 【周知していない理由】

ガイドラインの内容について、特に担当者に周知をしていない理由について、該当するものを選択肢から全て選んで回答ください(複数回答可)。



#### 【「ない」と回答した放送事業者の種別】



※ 上記放送事業者の種別には、無記名回答の1社を含まない。

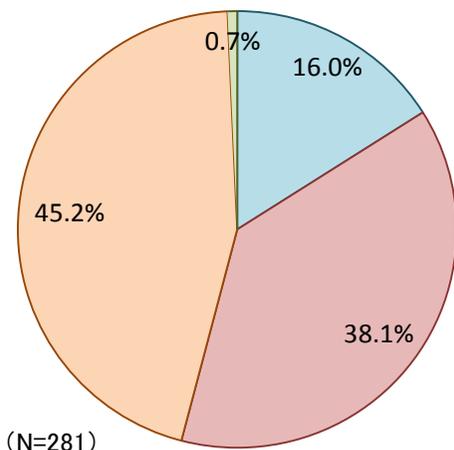
### 3. 会社の規模等 ① (資本金)

#### 番組制作会社からの回答

##### 【資本金額】

資本金の額について、該当するものを選択肢から一つ選んで回答ください。

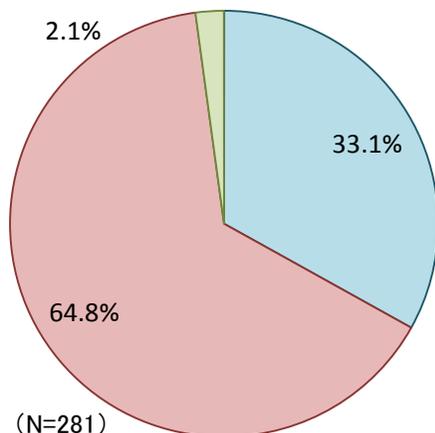
1. 資本金5千万円超	45
2. 資本金1千万円超、5千万円以下	107
3. 資本金1千万円以下	127
無回答	2
合計	281



##### 【放送事業者との資本関係】

放送事業者と資本関係がありますか(放送事業者と同一株主の傘下にあるなど放送事業者と同一企業グループに属している場合を含みません。)

1. ある	93
2. ない	182
無回答	6
合計	281

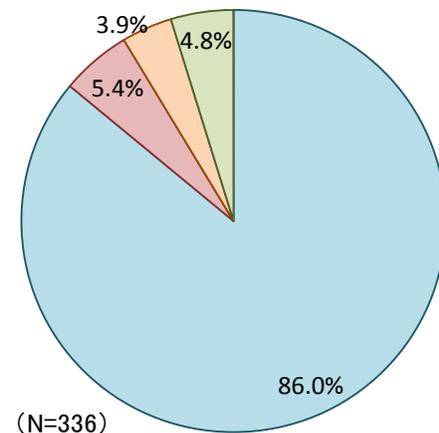


#### 放送事業者からの回答

##### 【資本金額】

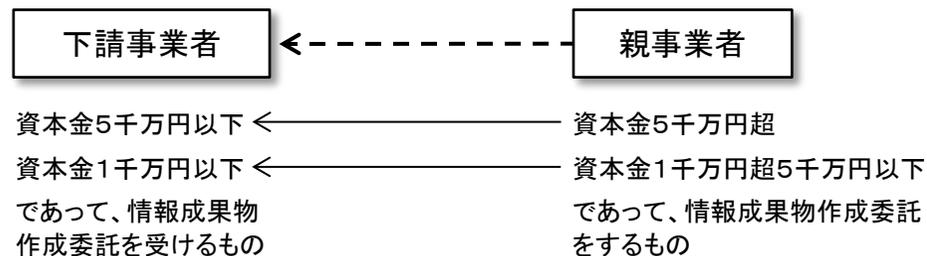
資本金の額について、該当するものを選択肢から一つ選んで回答ください。

1. 資本金5千万円超	289
2. 資本金1千万円超、5千万円以下	18
3. 資本金1千万円以下	13
無回答	16
合計	336



##### 【参考】下請代金支払遅延等防止法の対象となる取引

(放送コンテンツの製作取引の場合)



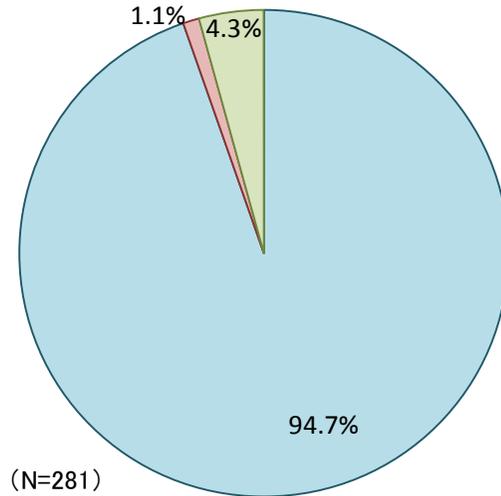
### 3. 会社の規模等 ② (増資要請)

#### 番組制作会社からの回答

##### 【増資要請】

放送事業者から、増資の要請をされたことはありますか。

1.ない	266
2.ある	3
無回答	12
合計	281

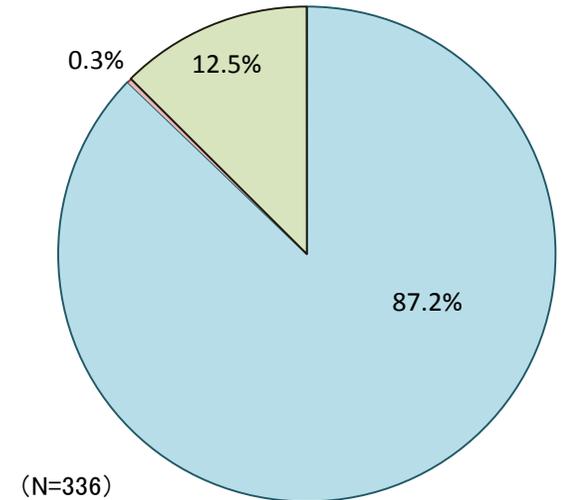


#### 放送事業者からの回答

##### 【増資要請】

番組制作会社に対して、主に下請代金支払遅延等防止法の対象外とする観点から、増資を要請したことはありますか。

1.ない	293
2.ある	1
無回答	42
合計	336



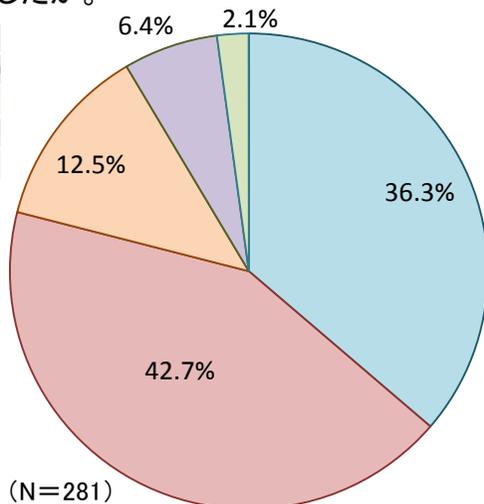
### 3. 会社の規模等 ③ (取引構造)

#### 番組制作会社からの回答

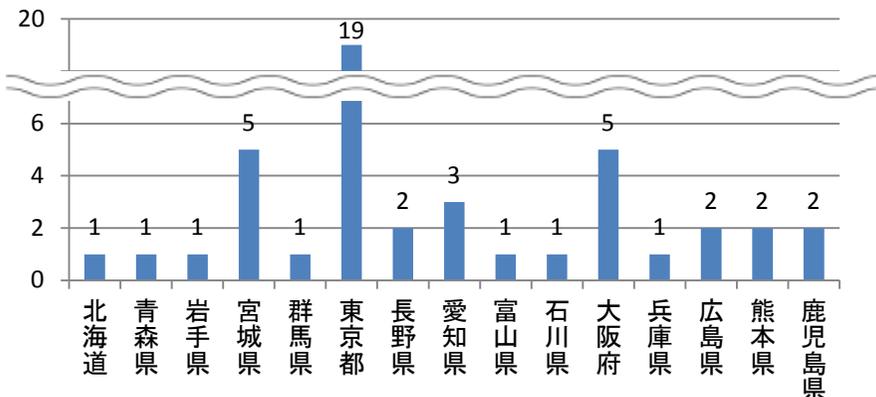
##### 【下請実績】

他の番組制作会社から、放送番組の全部又は一部の制作委託を受けたことはありましたか。三次、又はそれ以降の下請け先となって放送番組の制作委託を受けたことはありましたか。

1.元請・一次下請までの実績がある	102
2.二次下請までの実績がある	120
3.三次下請以降の実績がある	35
4.自分が何次下請なのか不明等	18
無回答	6
合計	281



「三次下請以降の実績がある」、「自分が何次下請か不明な社等」と回答した社の地域別分布



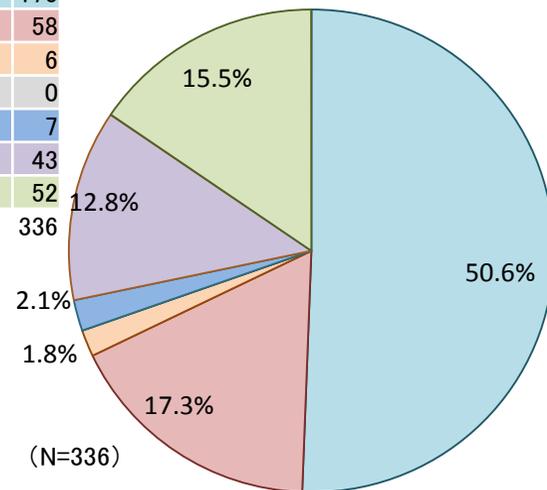
(N=47(三次以降の実績がある社35社、不明等の社18社の合計53社から、匿名の6社を除いたもの))

#### 放送事業者からの回答

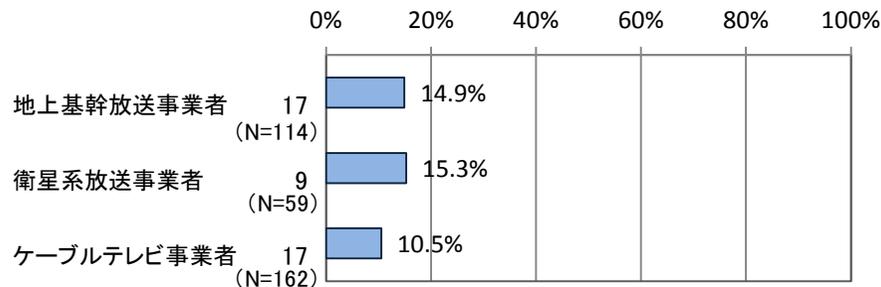
##### 【下請状況の把握】

下請取引に関し、取引条件の改善、取引の適正化等の取組の実態について、どの程度先の取引関係についてまで把握していますか。

1.元請・一次下請の取組のみ把握	170
2.二次下請の取組まで把握	58
3.三次下請の取組まで把握	6
4.四次下請の取組まで把握	0
5.四次下請以上の取組まで把握	7
6.把握していない	43
無回答	52
合計	336



##### 【「把握していない」と回答した放送事業者の種別】



※ 上記放送事業者の種別には、無記名回答の1社を含まない。

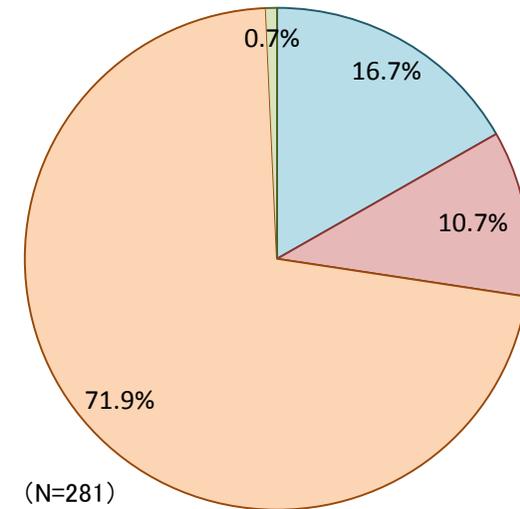
## 4. 放送局系列の番組製作会社からの受注

### 番組製作会社からの回答

#### 【放送局系列の番組製作会社からの受注】

放送事業者から、当該放送事業者が設立した子会社を発注者として、当該放送事業者から当該子会社に委託した番組製作の全部又は相当部分の再委託を受けた例はありましたか(いわゆるトンネル会社)。また、その際、当該子会社から、発注書や契約書等の書面の交付は行われましたか。

1.当該子会社に委託された番組製作の全部又は相当部分を再委託されたことがあるが、発注書や契約書等の書面は交付された	47
2.当該子会社に委託された番組製作の全部又は相当部分を再委託されたことがあるが、発注書や契約書等の書面が交付されないことがあった	30
3.当該子会社に委託された番組製作の全部又は相当部分を再委託されたことはない	202
無回答	2
合計	281



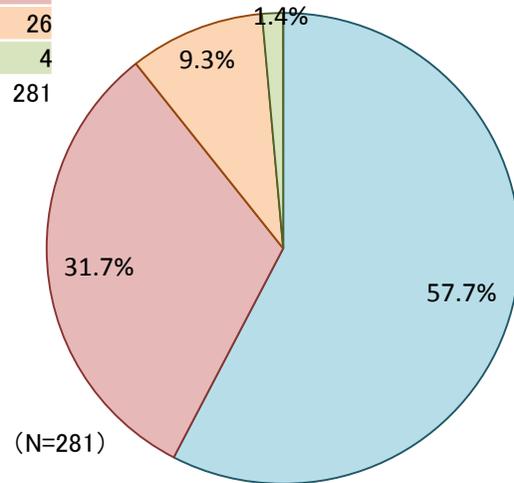
## 5. 発注書の書面交付 ①

### 番組制作会社からの回答

#### 【発注書】

放送事業者から放送番組の制作委託を受ける際、発注書の交付を受けていましたか。

1. 常に発注書の交付を受けていた	162
2. 発注書の交付を受けた場合と、受けなかった場合があった	89
3. 発注書の交付を全く受けなかった	26
無回答	4
合計	281

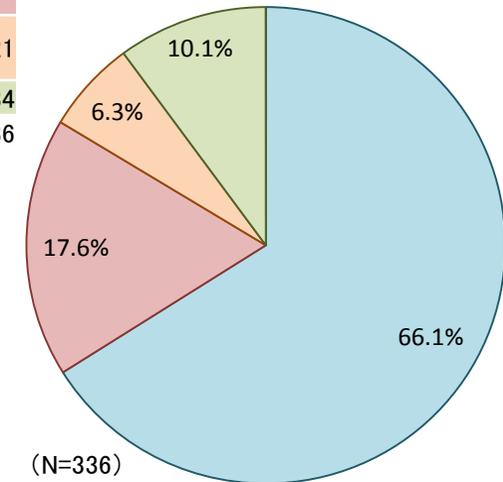


### 放送事業者からの回答

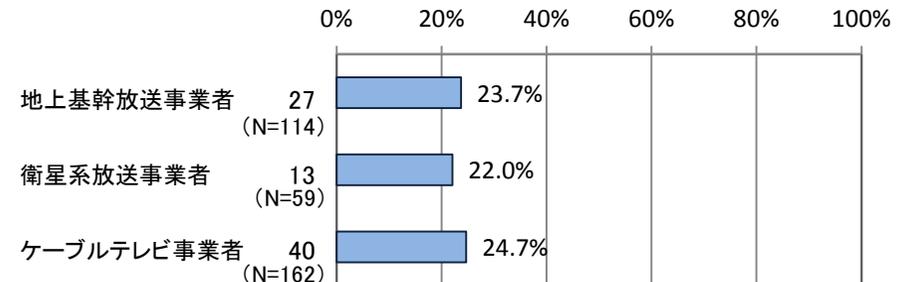
#### 【発注書】

番組制作会社に番組制作を委託する際、発注書の交付をしていましたか。

1. 常に発注書の交付をしていた	222
2. 発注書の交付をした場合と、しない場合があった	59
3. 発注書の交付を全くしていません	21
無回答	34
合計	336



【「発注書の交付をした場合と、しない場合があった」、「発注書の交付を全くしていません」と回答した放送事業者の種別】



※ 上記放送事業者の種別には、無記名回答の1社を含まない。

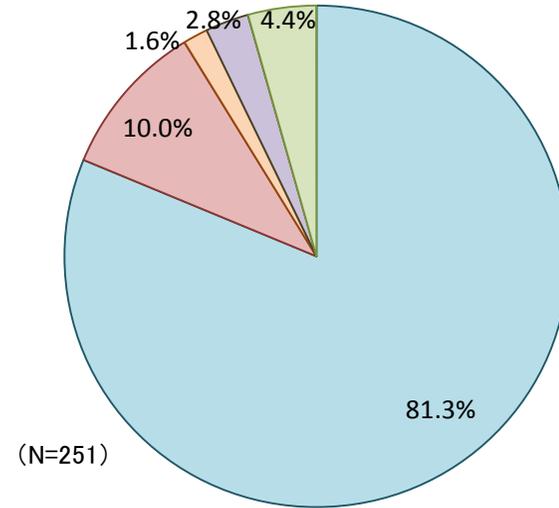
## 5. 発注書の書面交付 ②

### 番組製作会社からの回答

#### 【発注書の記載事項】

放送局から放送番組の制作委託を受ける際、交付される発注書には具体的な必要記載事項の記載はありましたか。

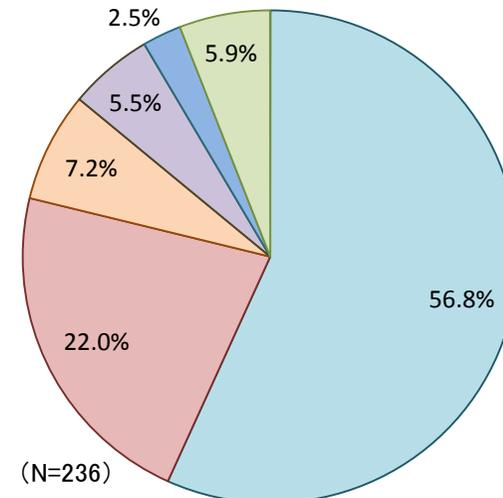
1.交付段階で記載があった	204
2.交付段階では記載はなかったが、後の補充書面には記載があった	25
3.交付段階での記載もなく、補充書面の交付もなかった	4
4.その他	7
無回答	11
合計	251



#### 【発注書の交付時期】

発注書は概ねいつ交付されていましたか。

1.受注後～制作開始前	134
2.制作開始後～納品時	52
3.納品後～放送前	17
4.放送後	13
5.その他(取引価格の入金後、他の番組とまとめて交付等)	6
無回答	14
合計	236



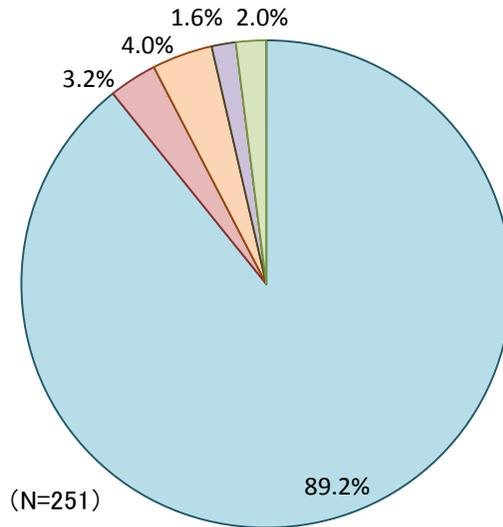
# 6. 下請代金の支払期日

## 番組制作会社からの回答

### 【支払期日】

発注書に記載された下請代金の支払期日は、番組の受領日から60日以内となっていましたか。選択肢から1つ選んで回答ください。

1.すべて60日以内となっていた	224
2.60日を超えていた場合があった	8
3.期日記入なし	10
4.その他	4
無回答	5
合計	251

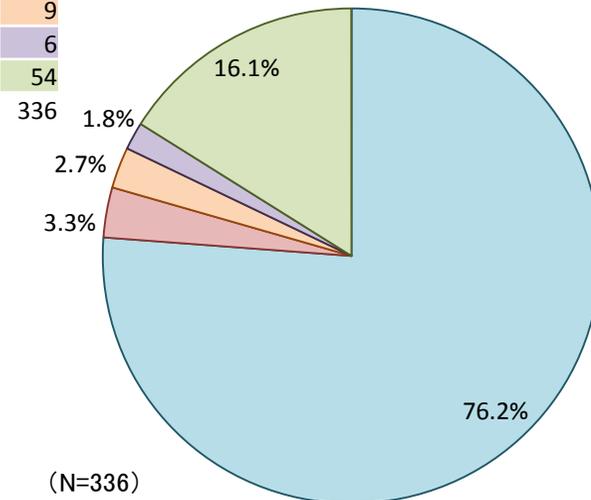


## 放送事業者からの回答

### 【支払期日】

発注書に記載された下請代金の支払期日は、番組の受領日から60日以内となっていましたか。選択肢から1つ選んで回答ください。

1.すべて60日以内となっていた	256
2.60日を超えていた場合があった	11
3.期日記入なし	9
4.その他	6
無回答	54
合計	336



### 【「60日を超えていた場合があった」、「期日記入無し」と回答した放送事業者の種別】



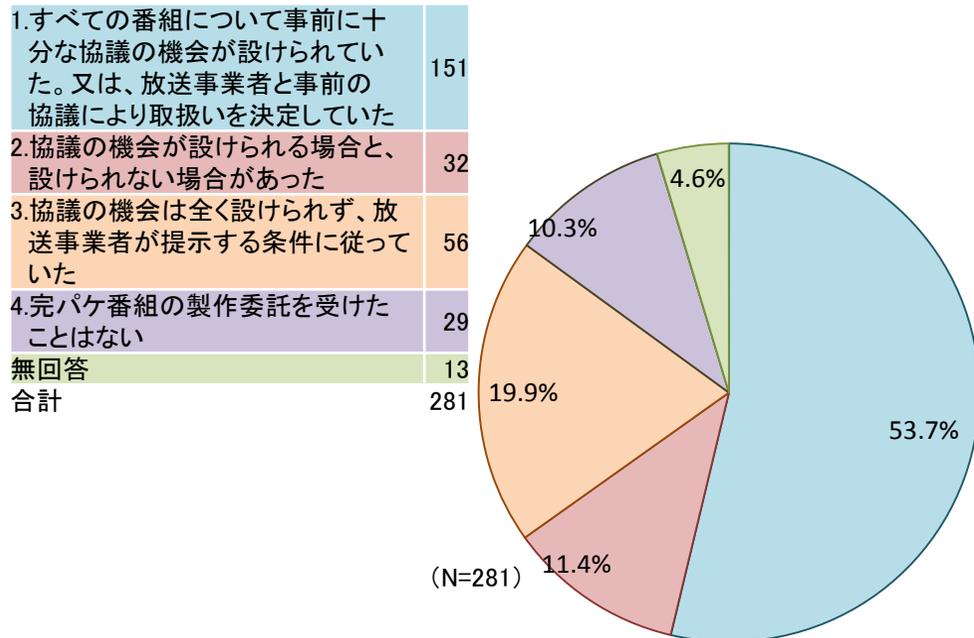
※ 上記放送事業者の種別には、無記名回答の1社を含まない。

## 7. 著作権の帰属 ①（事前協議の有無）

### 番組製作会社からの回答

#### 【協議の有無】

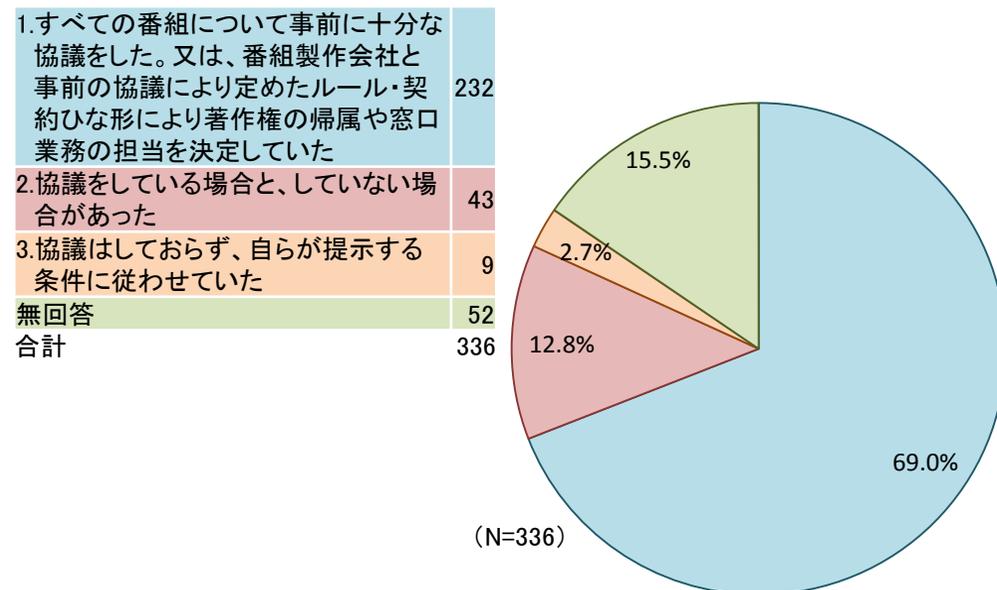
完全製作委託型番組（完パケ番組）の制作委託を受ける際に、その番組や素材に関する著作権、窓口業務の取扱いについて、放送事業者と事前に協議する機会がありましたか。



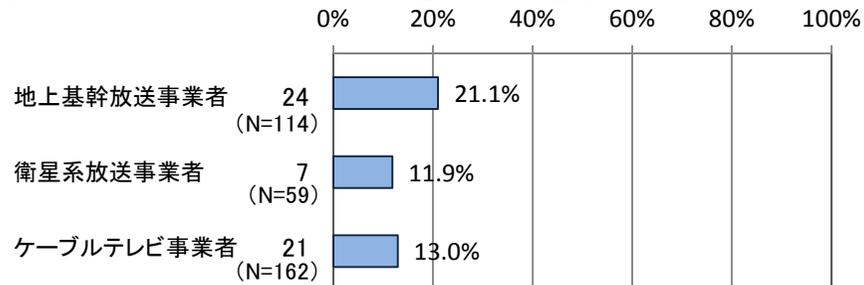
### 放送事業者からの回答

#### 【協議の有無】

完全製作委託型番組（完パケ番組）の制作委託をする際に、その番組や素材に関する著作権、窓口業務の取扱いについて、番組製作会社と事前に協議する機会がありましたか。



【「協議をしている場合と、していない場合があった」、「協議はしておらず、自らが提示する条件に従わせていた」と回答した放送事業者の種別】



※ 上記放送事業者の種別には、無記名回答の1社を含まない。

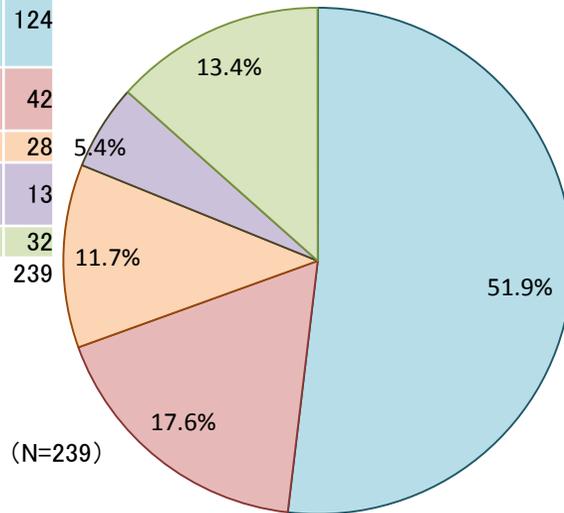
## 7. 著作権の帰属 ② (契約書等への記載)

### 番組制作会社からの回答

#### 【契約書等への記載】

著作権の譲渡や窓口業務を放送事業者が行うことに対する対価、二次利用料収益の配分、期間その他の条件は、発注書や契約書等に記載されていましたか。

1.すべての番組について、対価その他の条件が、発注書や契約書等に記載されていた	124
2.記載されている場合と、記載されていない場合があった	42
3.全く記載されていなかった	28
4.発注書や契約書等の交付を受けていない	13
無回答	32
合計	239

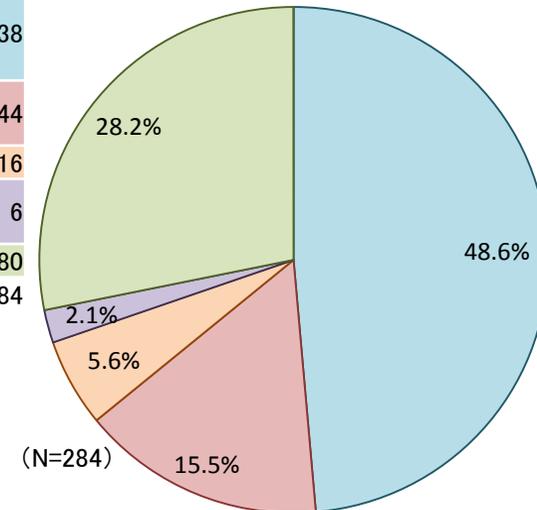


### 放送事業者からの回答

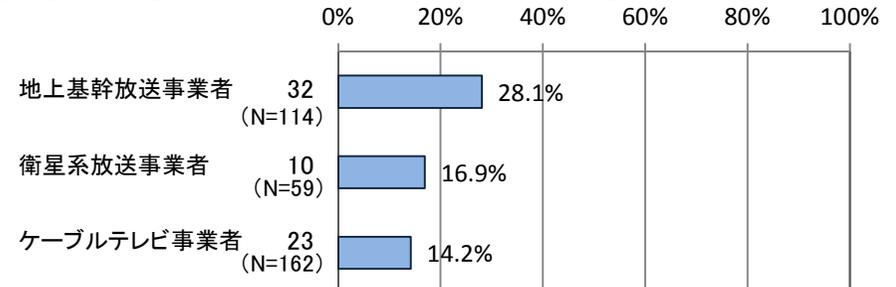
#### 【契約書等への記載】

著作権の譲渡や窓口業務を放送事業者が行うことに対する対価、二次利用料収益の配分、期間その他の条件は、発注書や契約書等に記載していましたか。

1.すべての番組について、対価その他の条件を、発注書や契約書等に記載していた	138
2.記載している場合と、記載していない場合があった	44
3.全く記載していなかった	16
4.発注書や契約書等を交付していなかった	6
無回答	80
合計	284



【「記載している場合と、記載していない場合があった」、「全く記載していなかった」、「発注書や契約書等を交付していなかった」と回答した放送事業者の種別】



※ 上記放送事業者の種別には、無記名回答の1社を含まない。

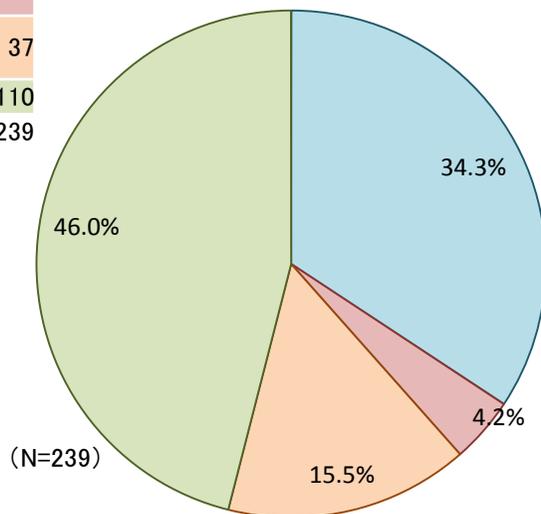
# 7. 著作権の帰属 ③ (著作権譲渡の対価の支払の有無)

## 番組製作会社からの回答

### 【著作権譲渡の対価】

著作権の譲渡の対価は支払われていましたか。

1.著作権譲渡の対価は支払われており、その額は適正だった	82
2.著作権譲渡の対価は支払われていたが、その額は適正ではなかった	10
3.著作権譲渡の対価は支払われていなかった	37
無回答	110
合計	239

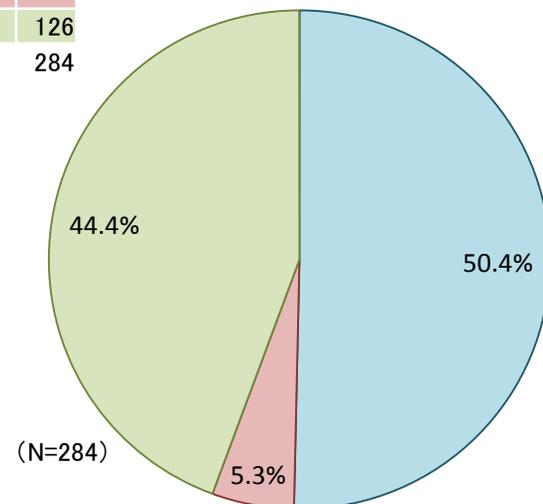


## 放送事業者からの回答

### 【著作権譲渡の対価】

著作権の譲渡の対価を支払っていましたか。

1.著作権譲渡の対価を支払っていた	143
2.著作権譲渡の対価を支払っていない場合があった	15
無回答	126
合計	284



### 【「著作権譲渡の対価を支払っていない場合があった」と回答した放送事業者の種別】



※ 上記放送事業者の種別には、無記名回答の1社を含まない。

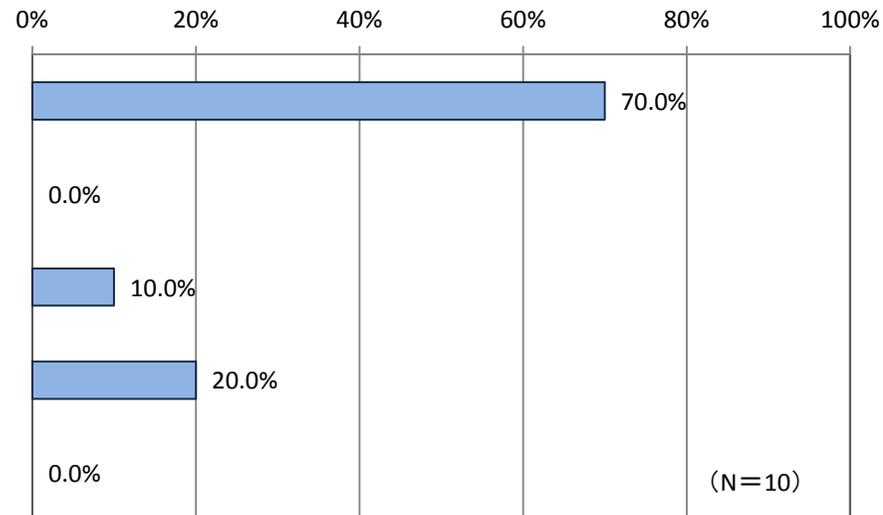
## 7. 著作権の帰属 ④ (著作権譲渡の対価の決定方法)

### 番組製作会社からの回答

#### 【著作権譲渡の対価】

著作権の譲渡の対価が適正ではないとお考えになる理由をすべて教えてください(複数回答可)。

- 1.対価についての協議が十分に行われておらず、一方的に決定されたから
  - 2.同種の番組製作を受託している他社が著作権を譲渡する際に比べて差別的、著しく低廉であったから
  - 3.過去に著作権を譲渡した際に比べて、著しく低廉であったから
  - 4.その他
- 無回答

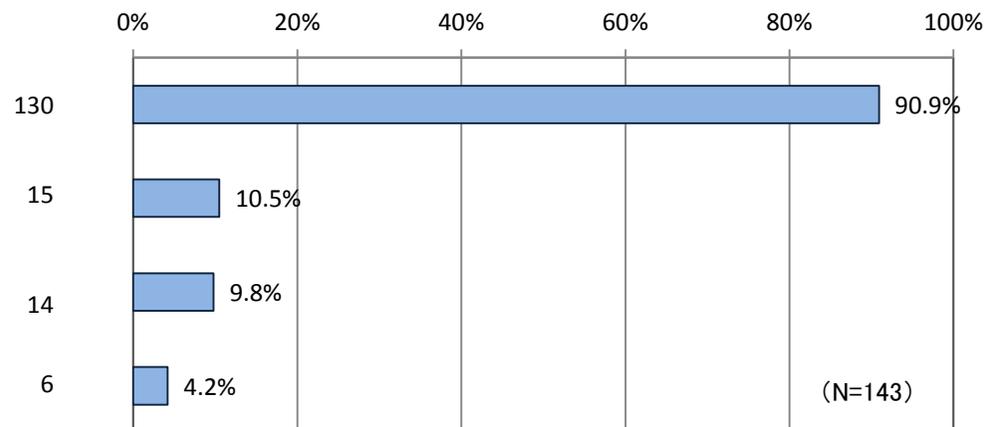


### 放送事業者からの回答

#### 【著作権譲渡の対価】

著作権の譲渡の対価はどのように決定されておりましたか(複数回答可)。

- 1.番組製作会社との十分な協議により決定していた
- 2.同種又は類似の番組の著作権を他の番組製作会社から譲渡を受けた際の対価を参考に決定していた
- 3.同じ番組製作会社から過去に同種又は類似の番組の著作権の譲渡を受けた際の対価を参考に決定していた
- 4.その他



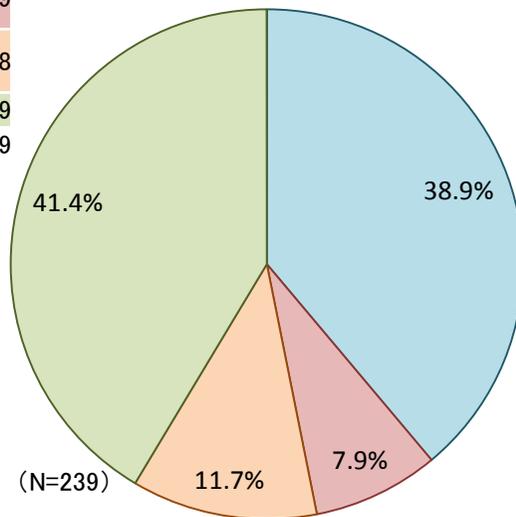
## 7. 著作権の帰属 ⑤ (二次利用料収益の配分)

### 番組制作会社からの回答

#### 【二次利用収益】

窓口業務を放送事業者が行う場合に、二次利用収益は配分されていましたか。

1.二次利用収益は配分されており、その額は適正だった	93
2.二次利用収益は配分されていたが、その額は適正ではなかった	19
3.二次利用収益は配分されていないかった	28
無回答	99
合計	239

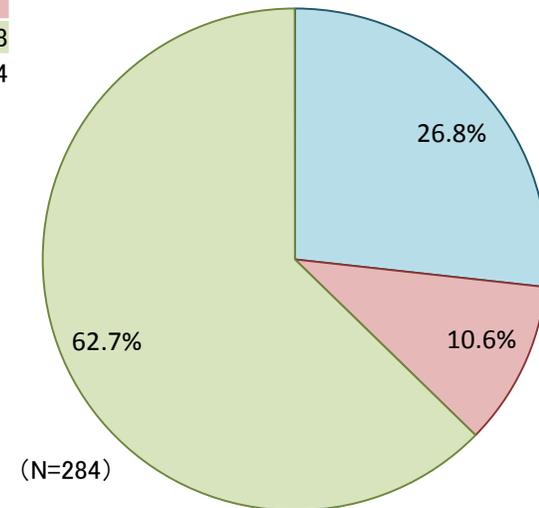


### 放送事業者からの回答

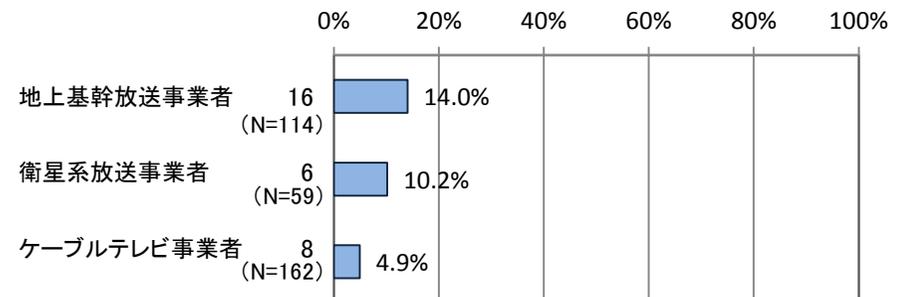
#### 【二次利用料収益】

窓口業務を放送事業者が行うこととした場合に、番組制作会社に対し、二次利用収益を配分していましたか。

1.二次利用収益を配分していた	76
2.二次利用収益を配分していない場合があった	30
無回答	178
合計	284



#### 【「二次利用料集計を配分していない場合があった」と回答した放送事業者の種別】



※ 上記放送事業者の種別には、無記名回答の1社を含まない。

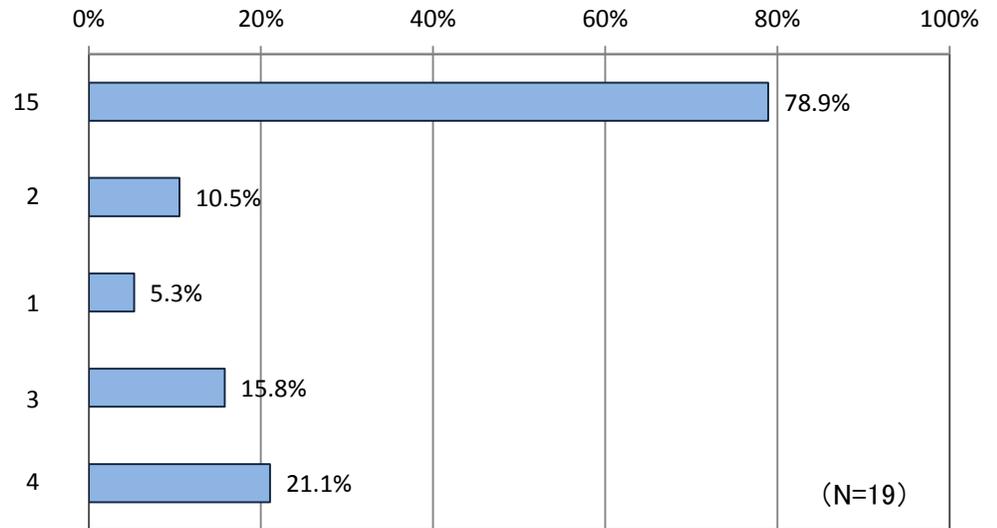
## 7. 著作権の帰属 ⑥ (二次利用料収益の配分額の決定方法)

### 番組制作会社からの回答

#### 【二次利用料収益】

二次利用収益の配分額が適正ではなかったとお考えになる理由をすべて教えてください(複数回答可)。

- 1.配分額についての協議が十分に行われず、一方的に決定されたから
  - 2.同種の番組制作を受託している他社の配分額に比べて差別的、著しく低廉であったから
  - 3.過去に二次利用に関する窓口業務を放送事業者が行うこととした際の配分額に比べ、著しく低廉であったから
  - 4.その他
- 無回答

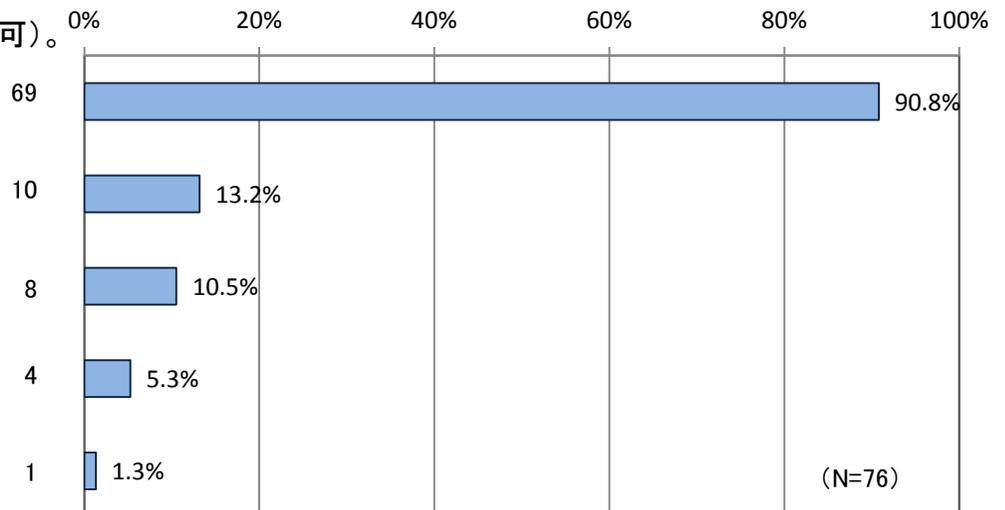


### 放送事業者からの回答

#### 【二次利用料収益】

二次利用収益の配分額はどのように決定されていましたか(複数回答可)。

- 1.番組制作会社との十分な協議により決定していた
  - 2.他の番組制作会社に製作を委託した同種又は類似の番組の窓口業務を行うこととした際の配分額を参考に決定していた
  - 3.同じ番組制作会社に過去に製作を委託した同種又は類似の番組の窓口業務を行うこととした際の配分額を参考に決定していた
  - 4.その他
- 無回答



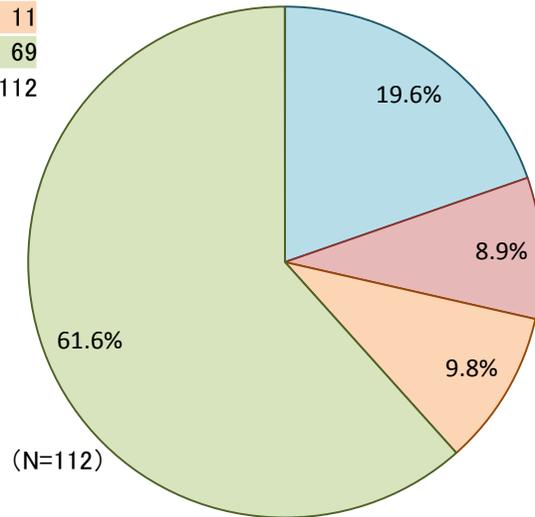
## 7. 著作権の帰属 ⑦ (二次利用料収益の他の権利者への再配分)

### 番組製作会社からの回答

#### 【二次利用料収益の再配分】

放送事業者から配分された二次利用収益について、他の著作権等の権利者に対して再配分していましたか。

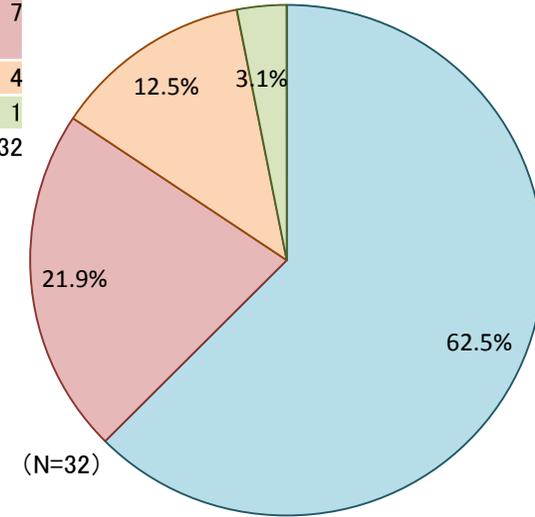
1.再配分をしていた	22
2.再配分をしている場合と、再配分をしていない場合があった	10
3.再配分をしていない	11
無回答	69
合計	112



#### 【二次利用料収益の再配分】

他の著作権等の権利者に対する二次利用収益の再配分額について、どのように決定されていましたか。

1.当該他の著作権等の権利者との十分な協議により決定	20
2.当該他の著作権等の権利者と協議をした場合と、しなかった場合があった	7
3.その他	4
無回答	1
合計	32



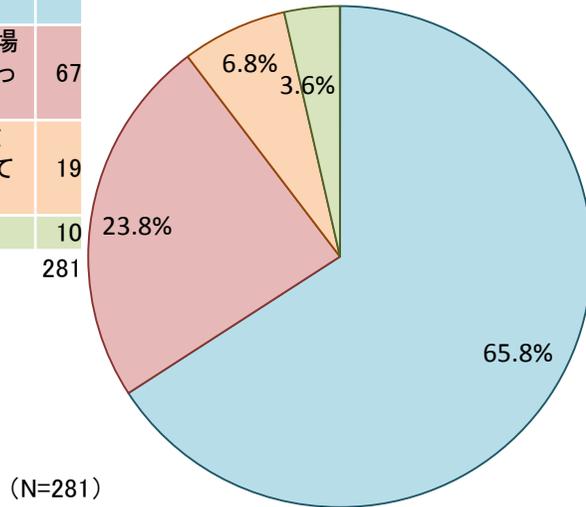
## 8. 取引価格の決定 ①（事前協議の有無）

### 番組制作会社からの回答

#### 【協議の有無】

放送番組の制作委託を受ける際に、取引価格の決定について、放送事業者と事前に協議する機会がありましたか。

1. 事前に協議の機会が設けられていた。又は、放送事業者と以前に同種の番組に関し協議により定めた取引価格の額を基準として決定していた	185
2. 事前に協議の機会が設けられた場合と、設けられなかった場合があった	67
3. 協議の機会は全く設けられず、放送事業者が提示する条件に従っていた	19
無回答	10
合計	281

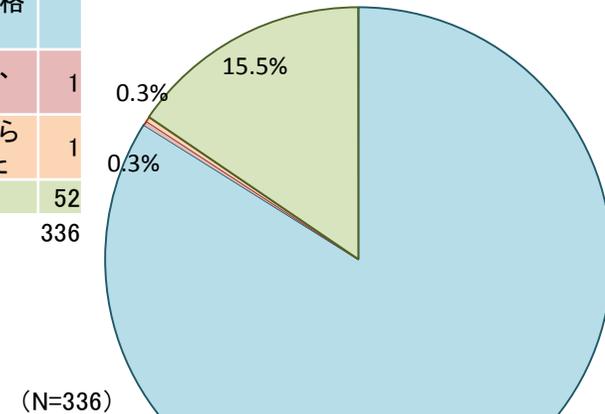


### 放送事業者からの回答

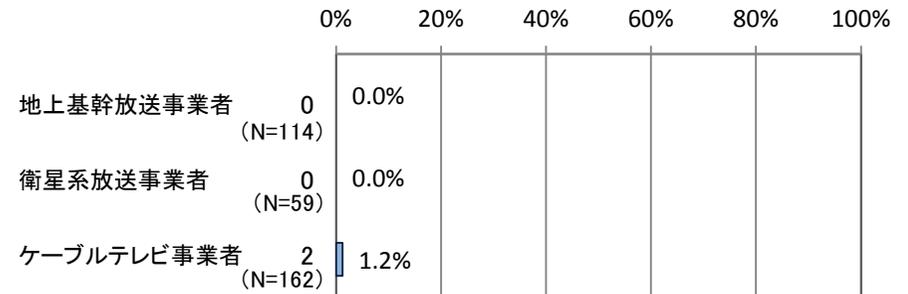
#### 【協議の有無】

放送番組を制作委託する際に、取引価格の決定について、番組制作会社と事前に協議する機会がありましたか

1. すべての番組について事前に協議をしていた。又は、番組制作会社と以前に同種又は類似の番組に関し協議により定めた取引価格の額を基準として決定していた	282
2. 事前に協議を行っている場合と、行っていない場合があった	1
3. 事前の協議は行っておらず、自らが提示する条件に従わせていた	1
無回答	52
合計	336



【「協議を行っている場合と、行っていない場合があった」、「協議は行っておらず、自らが提示する条件に従わせていた」と回答した放送事業者の種別】



※ 上記放送事業者の種別には、無記名回答の1社を含まない。

## 8. 取引価格の決定 ② (具体的事例)

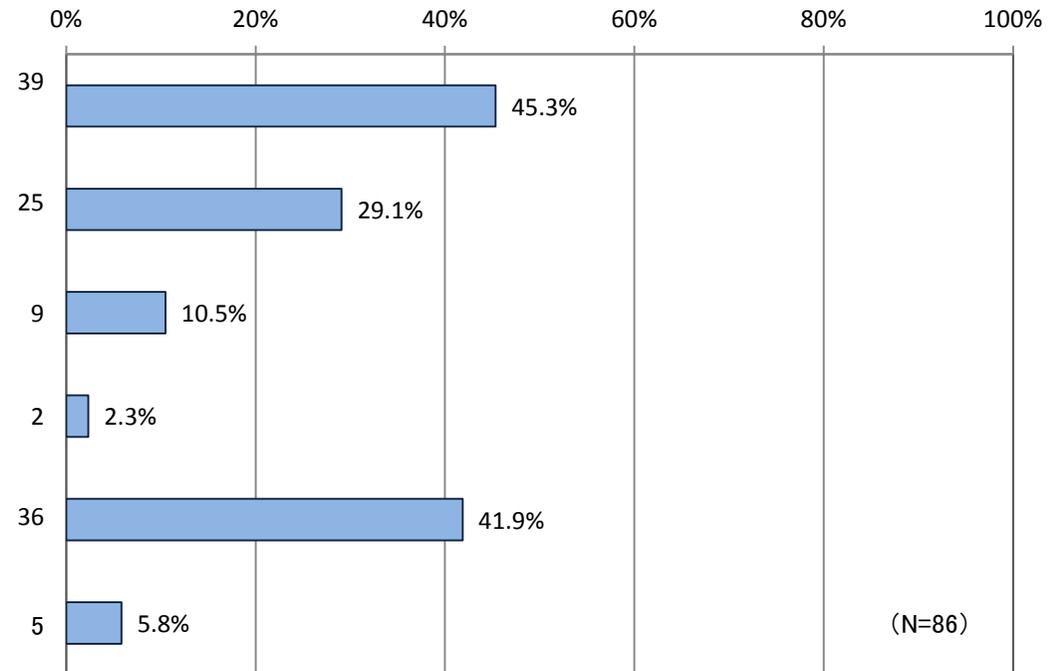
### 番組製作会社からの回答

#### 【具体的な事例】

取引価格が協議により定められてなかった場合に、以下のような事例はありましたか(複数回答可)。

- 1.放送事業者側から、数年間継続して製作を請け負っている番組について、番組改編期などを機会に、放送事業者側の経費節減を理由として、一律に一定比率で取引価格の削減を一方的に通知された。
- 2.放送事業者側から、数年間継続して製作を請け負っている番組について、これまでと同程度の経費が必要であるにも関わらず、取引価格の大幅な減額を一方的に通知された。
- 3.同種又は類似の放送番組の製作を受託している他の番組製作会社と比べて差別的な取引価格を、合理的な理由なく、一方的に通知された。
- 4.平成26年4月1日の消費税率引き上げ以降、放送事業者側から、消費税率引き上げ分を相殺するように、一律に一定比率での取引価格の低減を一方的に通知された。
- 5.「1」～「4」のような事例はなかった。

無回答



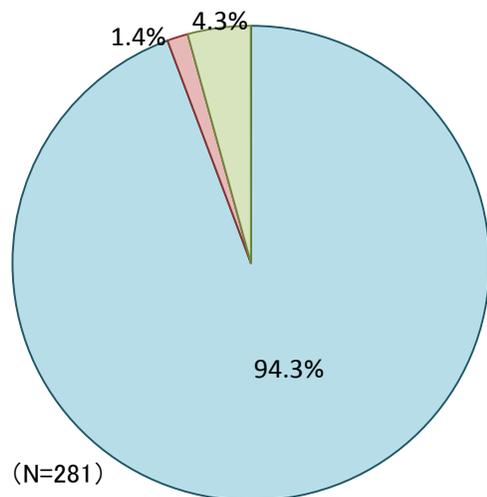
## 8. 取引価格の決定 ③ (消費税率の引上げへの対応)

### 番組制作会社からの回答

#### 【消費税の適正な転嫁】

消費税率が「5%」から「8%」に引き上げられた平成26年4月以後、消費税抜きの取引価格を不当に引き下げられることなく、取引価格(税込み)への消費税率増分の転嫁が適正に行われていましたか。

1.適正に行われていた	265
2.適正に行われていなかった	4
無回答	12
合計	281

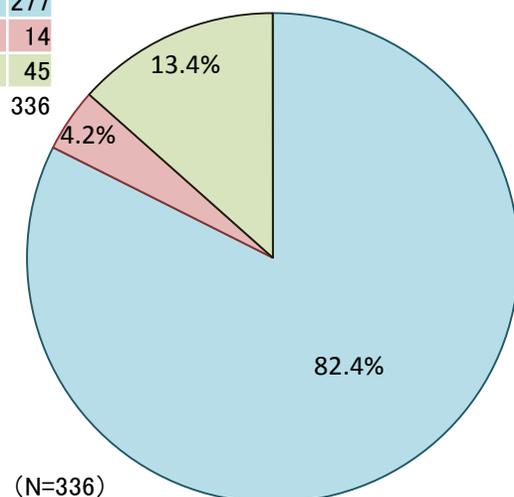


### 放送事業者からの回答

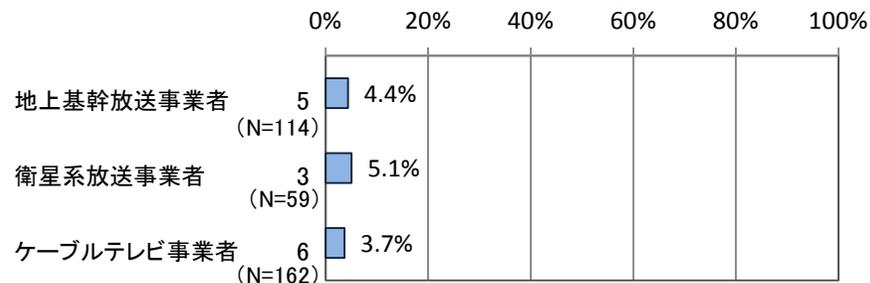
#### 【消費税の適正な転嫁】

消費税率が「5%」から「8%」に引き上げられた平成26年4月以後、消費税抜きの取引価格を不当に引き下げることなく、取引価格(税込み)への消費税率増分の転嫁を適正に行っていましたか。

1.取引価格(税込み)を引き上げた	277
2.取引価格(税込み)を引き上げなかった	14
無回答	45
合計	336



#### 【「取引価格(税込み)を引き上げなかった」と回答した放送事業者の種別】



※ 上記放送事業者の種別には、無記名回答の1社を含まない。

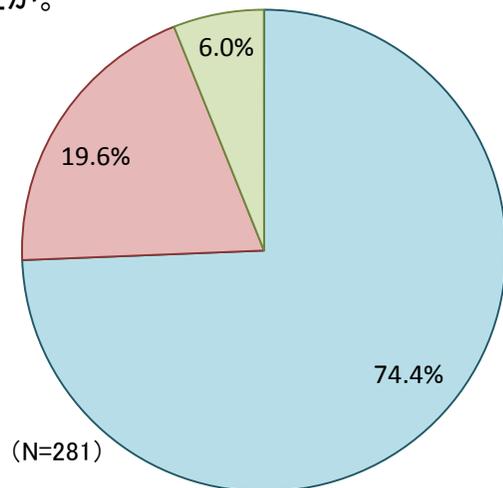
## 8. 取引価格の決定 ④（円高や景気低迷等を理由とした取引価格の引下げ）

### 番組制作会社からの回答

#### 【景気低迷等を理由とした取引価格の引下げ要請】

過去1年間（平成27年1月から平成27年12月末）に、放送事業者が取引価格の引下げを要請した際に、円高や景気低迷、発注側の業績悪化を理由としたことがありましたか。

1.なかった	209
2.あった	55
無回答	17
合計	281

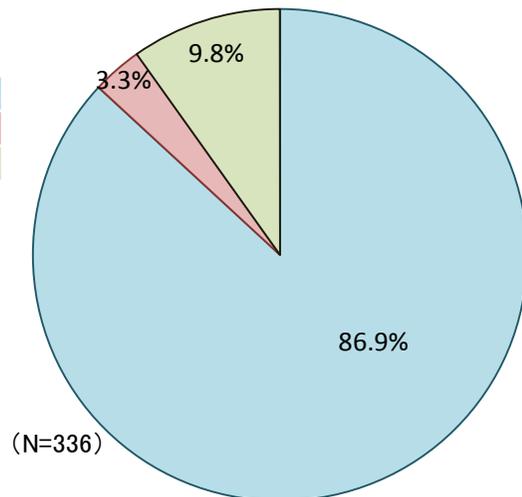


### 放送事業者からの回答

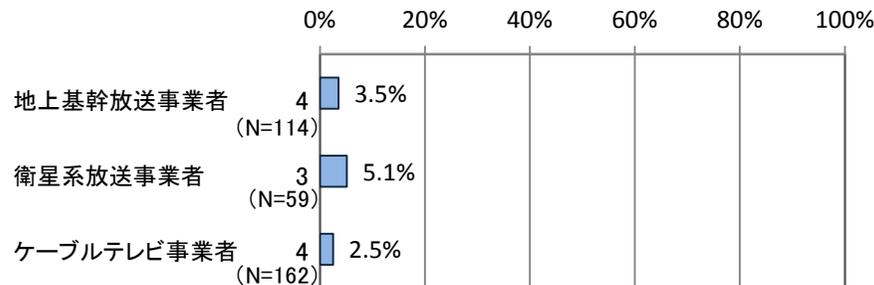
#### 【景気低迷等を理由とした取引価格の引下げ要請】

過去1年間（平成27年1月から平成27年12月末）に、円高や景気低迷、業績悪化を理由として、番組制作会社に対して取引価格の引下げを要請したことがありましたか。

1.なかった	292
2.あった	11
無回答	33
合計	336



#### 【円高や景気低迷、業績悪化を理由として、番組制作会社に対して取引価格の引き下げを要請したことが「あった」と回答した放送事業者の種別】



※ 上記放送事業者の種別には、無記名回答の1社を含まない。

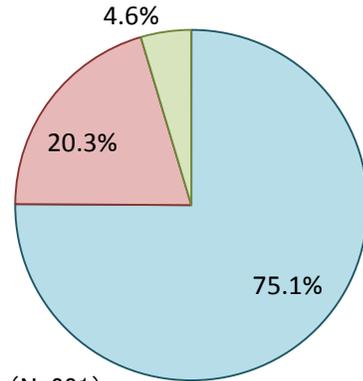
## 8. 取引価格の決定 ⑤（財務諸表の提出とそれに基づく取引価格の引下げ要請）

### 番組制作会社からの回答

#### 【財務諸表の提出】

放送事業者から、利益やコストを把握できる情報を含む財務諸表などの提出を求められたことがありますか。

1.ない	211
2.ある	57
無回答	13
合計	281

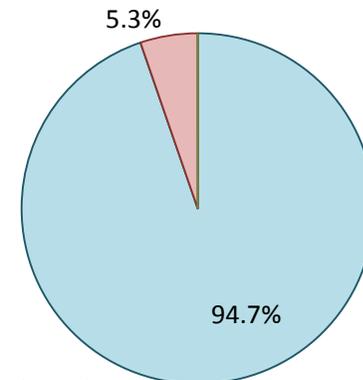


(N=281)

#### 【財務諸表を元にした取引価格の引下げ要請】

財務諸表などに記載された収益状況を理由に、放送事業者が取引価格の引き下げ要請をされたことはありますか。

1.ない	54
2.ある	3
無回答	—
合計	57



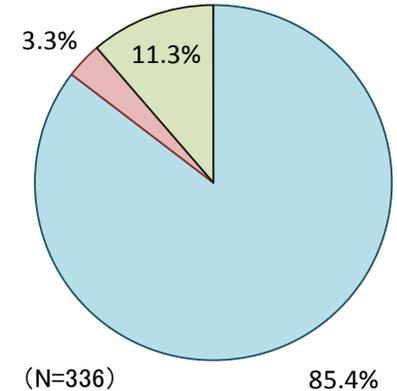
(N=57)

### 放送事業者からの回答

#### 【財務諸表の提出】

番組制作会社に対して、その利益やコストを把握することにつながる財務諸表などの提出を求めたことがありますか。

1.ない	287
2.ある	11
無回答	38
合計	336

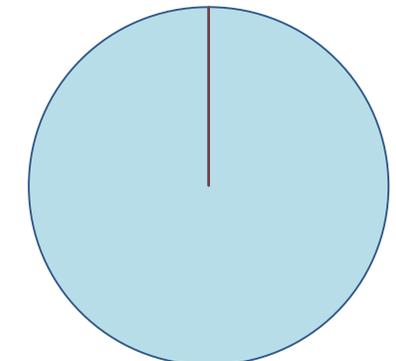


(N=336)

#### 【財務諸表を元にした取引価格の引下げ要請】

番組制作会社から提出させた財務諸表などに記載された収益状況を基に、取引価格の引き下げ要請をしたことはありますか。

1.ない	29
2.ある	0
無回答	—
合計	29



(N=29)

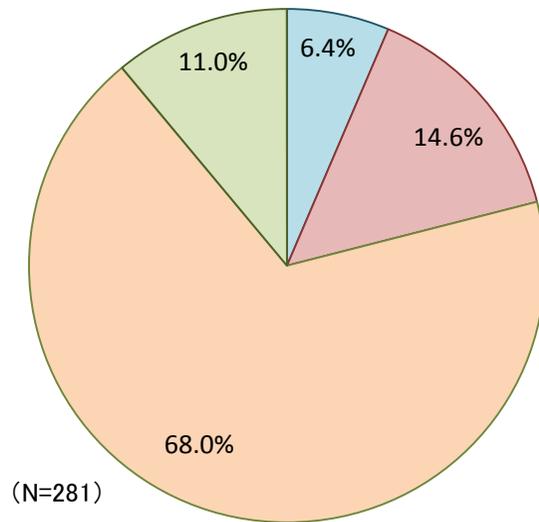
## 8. 取引価格の決定 ⑥ (業績改善による取引価格の引上げ)

### 番組制作会社からの回答

#### 【放送事業者の業績改善による取引価格引上げ】

円安や景気回復など経済状況全般の変化により、放送事業者の業績改善が見られた場合、放送事業者は取引価格の引上げ等の取引条件の改善を行いましたか。

1.業績改善を理由として取引条件の改善が行われた	18
2.業績改善が見られているのに取引条件の改善が行われなかった	41
3.業績改善が見られたかどうか分からない	191
無回答	31
合計	281

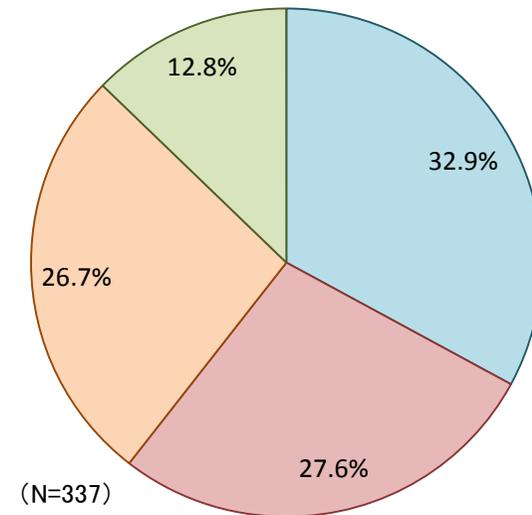


### 放送事業者からの回答

#### 【放送事業者の業績改善による取引価格引上げ】

円安や景気回復など経済状況全般の変化により業績改善が見られた場合、番組制作会社に対して、取引価格の引上げ等の取引条件の改善を行いましたか(今後、行う予定はありますか)。

1.行った(今後、行う予定がある)	111
2.行っていない(今後、行う予定はない)	93
3.業績がよくない	90
無回答	43
合計	337

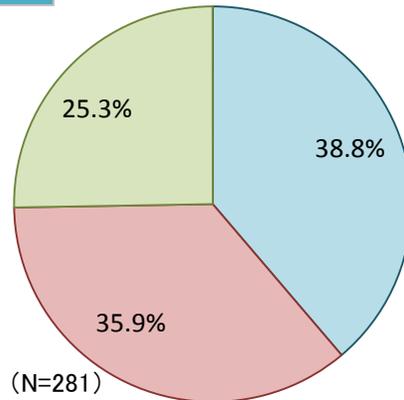


# 8. 取引価格の決定 ⑦(2011年と2015年の取引単価の比較)

## 番組制作会社からの回答

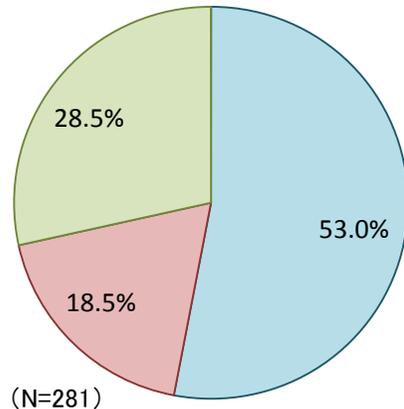
### レギュラー番組

比較可能なものなし	109
比較可能なものあり	101
無回答	71
合計	281



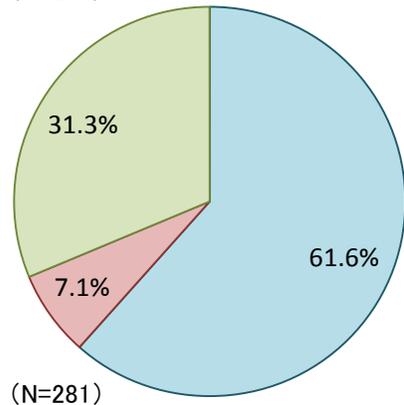
### 単発番組

比較可能なものなし	149
比較可能なものあり	52
無回答	80
合計	281



### 放送素材

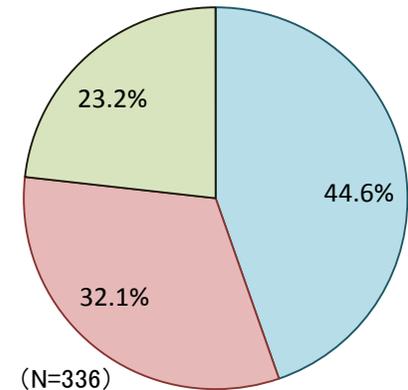
比較可能なものなし	173
比較可能なものあり	20
無回答	88
合計	281



## 放送事業者からの回答

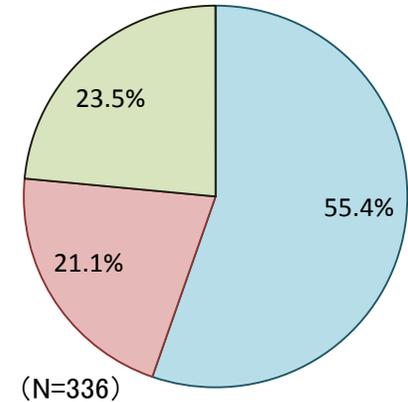
### レギュラー番組

比較可能なものなし	150
比較可能なものあり	108
無回答	78
合計	336



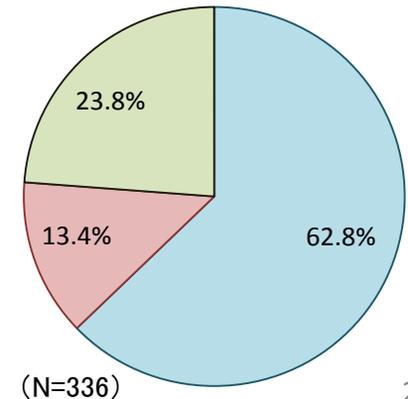
### 単発番組

比較可能なものなし	186
比較可能なものあり	71
無回答	79
合計	336



### 放送素材

比較可能なものなし	211
比較可能なものあり	45
無回答	80
合計	336

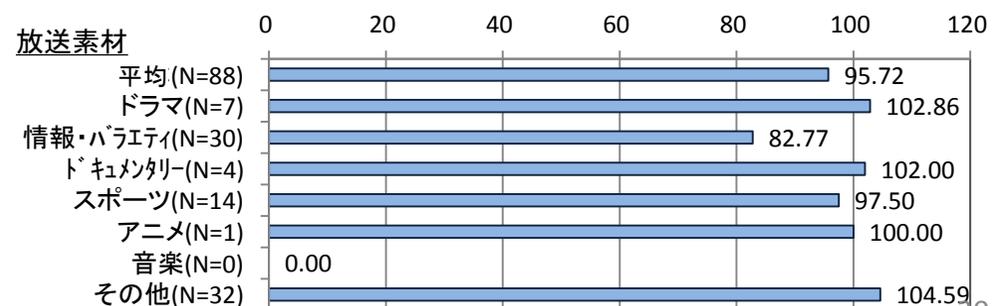
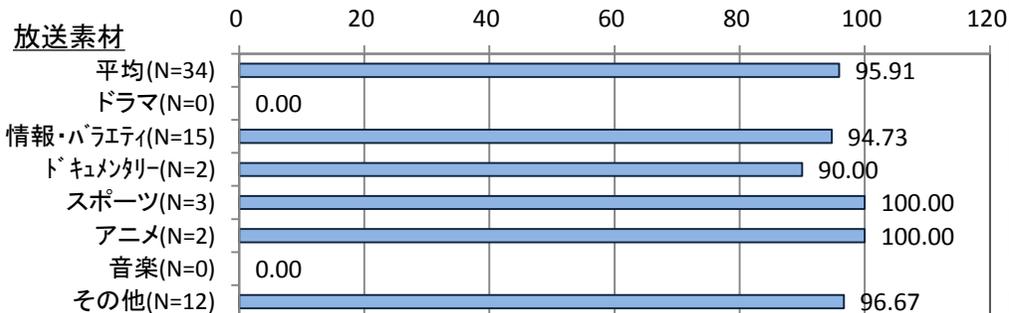
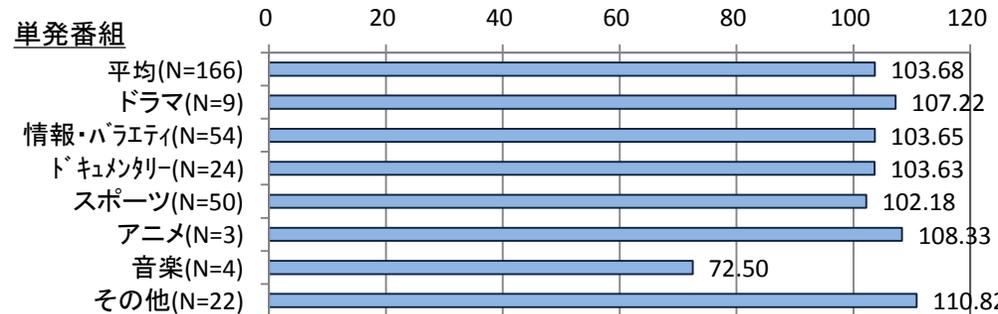
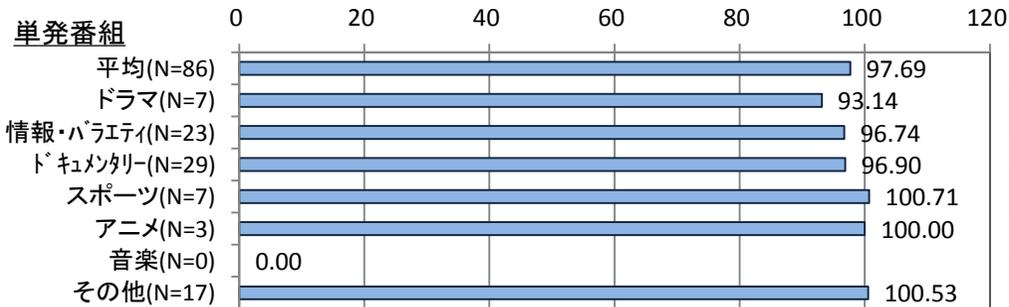
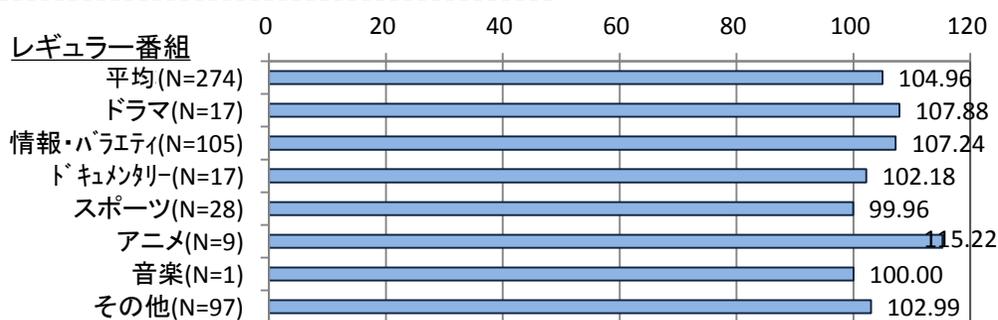
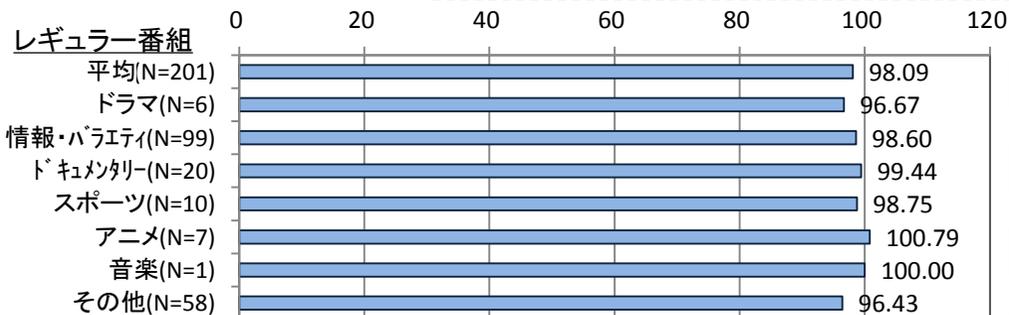


# 8. 取引価格の決定 ⑧ (2011年と2015年の取引単価の指数の推移)

## 番組制作会社からの回答

## 放送事業者からの回答

2011年を100とした場合の2015年の取引単価の指数  
 ※「比較可能なものあり」と回答した者のうち、指数として回答があった数値を単純平均した数値



# 9. 取引内容の変更及びやり直し ①

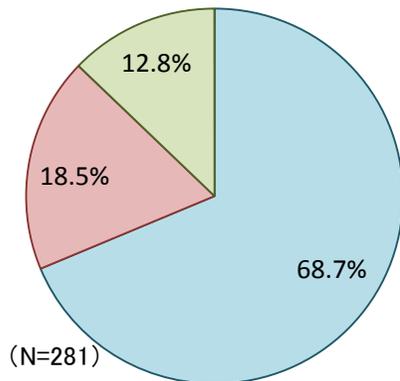
## 番組製作会社からの回答

### 【事例の有無】

放送事業者から制作委託を受けた番組を制作中、又は納入した後に、放送事業者から、次のような要請を受けたことはありましたか。

1. 次のような事例はなかった	193
2. 次のような事例があった	52
無回答	36
合計	281

1. 番組の予告編の本数の増加や番組に関するホームページの作成といった、当初の発注書や契約書には記載のなかった業務を追加で発注された。
2. レギュラー契約で年間放送をしていた番組について、放送事業者から特段の協議なく、既に製作を委託していた本数を取り消して、年間放送分の一部を再放送にするという要請があった。
3. 放送事業者から制作委託を受けた番組を、当初の発注書や契約書の記載通りに作成し、一度は放送事業者の了解を得て納入した後に、番組製作会社に瑕疵は無いにも関わらず、放送事業者から、一方的に、一部又は全部の修正を求められた。
4. 制作委託を受けた番組の制作中に、放送事業者に対し、委託内容について確認を行ったにも関わらず、放送事業者は、正当な理由なく回答せず、継続して作業を行わせ、その後、当該番組が委託内容とは異なるとしてやり直しを要請された。
5. 制作委託を受けた番組の制作中に、放送事業者に対し、委託内容について確認を行い、放送事業者が了承したにもかかわらず、その後、当該番組が委託内容とは異なるとしてやり直しを要請された。
6. 制作委託を受けた番組の納入後、放送事業者が検査基準を厳しくして検査をし、その結果、委託内容とは異なる等としてやり直しを要請された。
7. 制作委託を受けた番組の納入後、委託内容と異なることや瑕疵があることを直ちに発見出来ないようなものであったにも関わらず、受領された後、一年以上を経過して、やり直しを要請された。



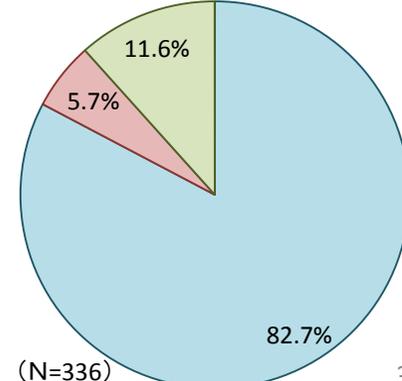
## 放送事業者からの回答

### 【事例の有無】

番組製作会社に制作委託をした番組の制作中、又は番組が納入された後に、放送事業者から、番組製作会社に対し、次のような要請をしたことはありましたか。

1. 次のような事例はなかった	278
2. 次のような事例があった	19
無回答	39
合計	336

1. 番組の予告編の本数の増加や番組に関するホームページの作成といった、当初の発注書や契約書には記載のなかった業務を追加で発注した。
2. レギュラー契約で年間放送をしていた番組について、特段の協議なく、既に製作を委託していた本数を取り消して、年間放送分の一部を再放送にするという要請があった。
3. 当初の発注書や契約書の記載通りに番組が作成され、一度は了解をして番組が納入された後に、番組製作会社に瑕疵は無いにも関わらず、一方的に、一部又は全部の修正を求めた。
4. 番組製作会社に制作委託をした番組の制作中に、番組製作会社からの委託内容に関する確認に正当な理由なく回答せず、継続して作業を行わせ、その後、当該番組が委託内容とは異なるとしてやり直しを要請した。
5. 番組製作会社に制作委託をした番組の制作中に、番組製作会社から委託を受けた番組内容について提案があり、これを了承したにもかかわらず、その後、当該番組が委託内容とは異なるとしてやり直しを要請した。
6. 制作委託を受けた番組の納入後、故意に検査基準を厳しくして検査をし、その結果、委託内容とは異なる等としてやり直しを要請した。
7. 制作委託を受けた番組の納入後、委託内容と異なることや瑕疵があることを直ちに発見出来ないようなものであったにも関わらず、受領した後、一年以上を経過して、やり直しを要請した。



## 9. 取引内容の変更及びやり直し ② (具体的事例：番組製作会社からの回答)

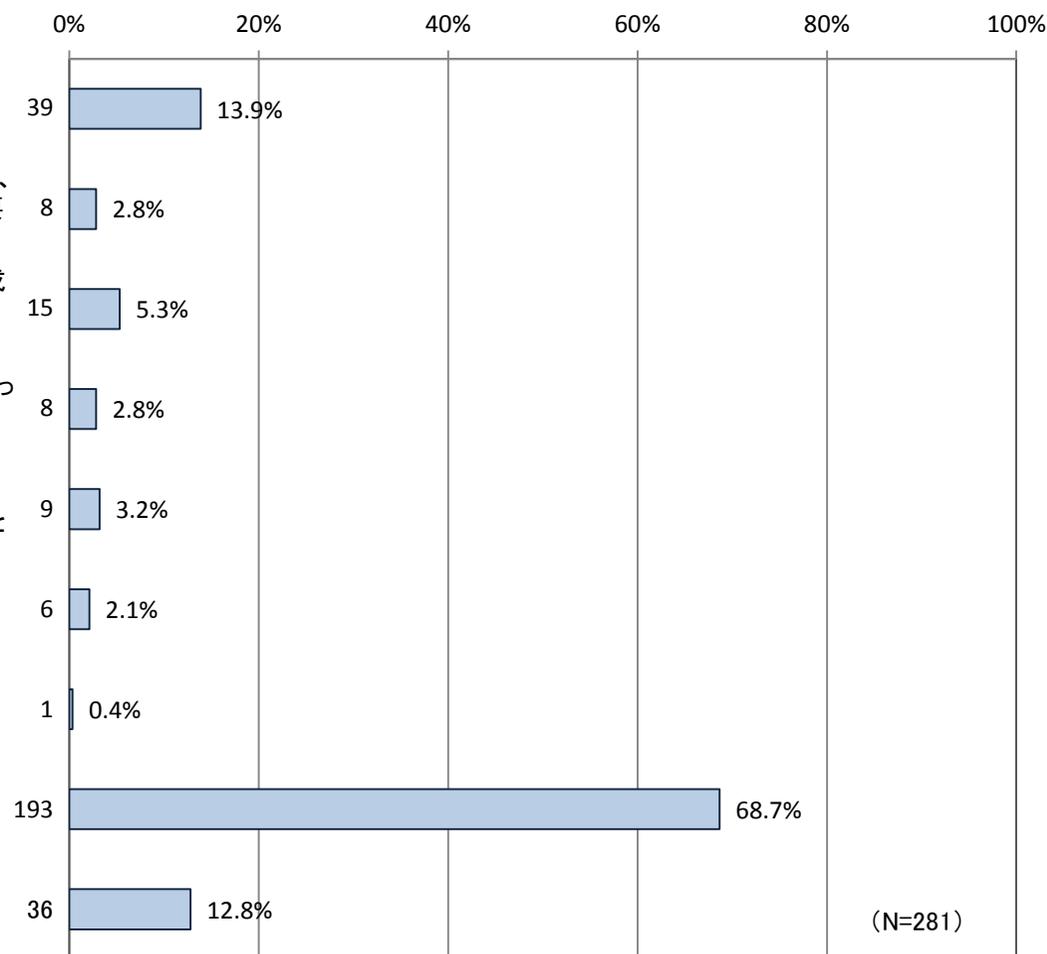
### 番組製作会社からの回答

#### 【具体的な事例】

放送事業者から制作委託を受けた番組を制作中、又は納入した後に、放送事業者から、次のような要請を受けたことはありますか(複数回答可)。

1. 番組の予告編の本数の増加や番組に関するホームページの作成といった、当初の発注書や契約書には記載のなかった業務を追加で発注された。
2. レギュラー契約で年間放送をしていた番組について、放送事業者から特段の協議なく、既に制作を委託していた本数を取り消して、年間放送分の一部を再放送にするという要請があった。
3. 放送事業者から制作委託を受けた番組を、当初の発注書や契約書の記載通りに作成し、一度は放送事業者の了解を得て納入した後に、番組製作会社に瑕疵は無いにも関わらず、放送事業者から、一方的に、一部又は全部の修正を求められた。
4. 制作委託を受けた番組の制作中に、放送事業者に対し、委託内容について確認を行ったにも関わらず、放送事業者は、正当な理由なく回答せず、継続して作業を行わせ、その後、当該番組が委託内容とは異なるとしてやり直しを要請された。
5. 制作委託を受けた番組の制作中に、放送事業者に対し、委託内容について確認を行い、放送事業者が了承したにもかかわらず、その後、当該番組が委託内容とは異なるとしてやり直しを要請された。
6. 制作委託を受けた番組の納入後、放送事業者が検査基準を厳しくして検査をし、その結果、委託内容とは異なる等としてやり直しを要請された。
7. 制作委託を受けた番組の納入後、委託内容と異なることや瑕疵があることを直ちに発見出来ないようなものであったにも関わらず、受領された後、一年以上を経過して、やり直しを要請された。
8. 「1」～「7」のような事例はなかった。

無回答



# 9. 取引内容の変更及びやり直し ③ (具体的事例：放送事業者からの回答)

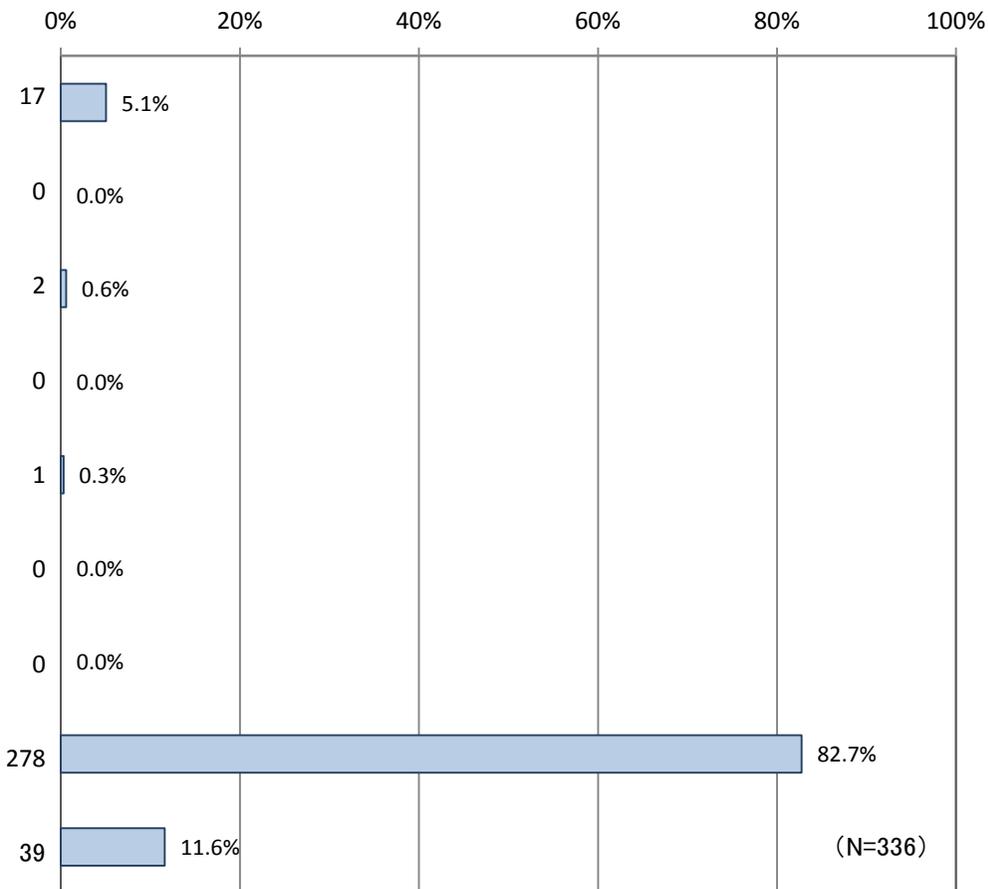
## 放送事業者からの回答

### 【具体的な事例】

番組製作会社に制作委託をした番組の制作中、又は番組が納入された後に、放送事業者から、番組製作会社に対し、次のような要請をしたことはありましたか(複数回答可)。

1. 番組の予告編の本数の増加や番組に関するホームページの作成といった、当初の発注書や契約書には記載のなかった業務を追加で発注した。
2. レギュラー契約で年間放送をしていた番組について、特段の協議なく、既に制作を委託していた本数を取り消して、年間放送分の一部を再放送にすると要請した。
3. 当初の発注書や契約書の記載通りに番組が作成され、一度は了解をして番組が納入された後に、番組製作会社に瑕疵は無いに関わらず、一方的に、一部又は全部の修正を求めた。
4. 番組製作会社に制作委託をした番組の制作中に、番組製作会社からの委託内容に関する確認に正当な理由なく回答せず、継続して作業を行わせ、その後、当該番組が委託内容とは異なるとしてやり直しを要請した。
5. 番組製作会社に制作委託をした番組の制作中に、番組製作会社から委託を受けた番組内容について提案があり、これを了承したにもかかわらず、その後、当該番組が委託内容とは異なるとしてやり直しを要請した。
6. 制作委託を受けた番組の納入後、故意に検査基準を厳しくして検査をし、その結果、委託内容とは異なる等としてやり直しを要請した。
7. 制作委託を受けた番組の納入後、委託内容と異なることや瑕疵があることを直ちに発見出来ないようなものであったにも関わらず、受領した後、一年以上を経過して、やり直しを要請した。
8. 「1」～「7」のような事例はなかった。

無回答



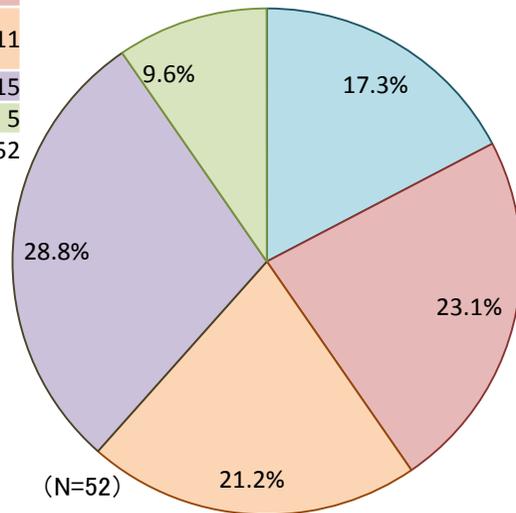
# 9. 取引内容の変更及びやり直し ④ (追加の費用の支払い)

## 番組制作会社からの回答

### 【追加費用の支払い】

放送事業者からは、追加の発注や一部又は全部の修正を行うための、追加の費用の支払いはありましたか。

1. 放送事業者との協議の結果、全額が支払われた	9
2. 放送事業者との協議の結果、一部が支払われた	12
3. 協議はなく、放送事業者が一方的に決定した割合が支払われた	11
4. 追加の費用の支払いは無かった	15
無回答	5
合計	52

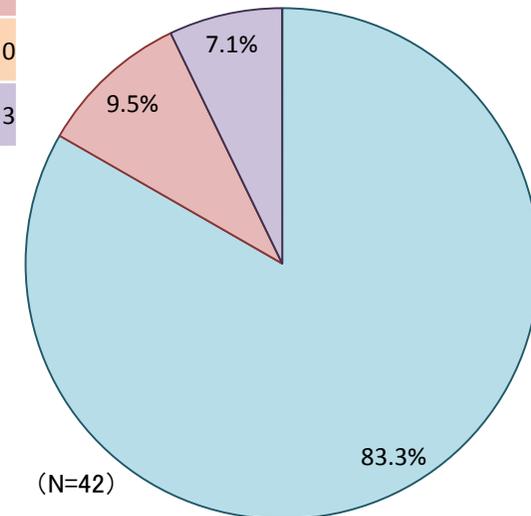


## 放送事業者からの回答

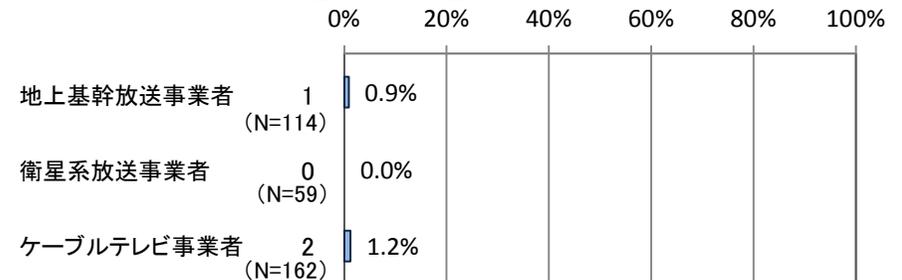
### 【追加費用の支払】

追加の発注や一部又は全部の修正を行うための、追加の費用は支払いましたか。

1. 番組制作会社との十分な協議の結果、全額を支払った	35
2. 番組制作会社との十分な協議の結果、一部を支払った	4
3. 十分な協議をせず、一方的に決定した割合を支払った	0
4. 追加の費用を支払わなかったことがある	3



【「十分な協議をせず、一方的に決定した割合を支払った」、「追加の費用を支払わなかったことがある」と回答した放送事業者の種別】



※ 上記放送事業者の種別には、無記名回答の1社を含まない。

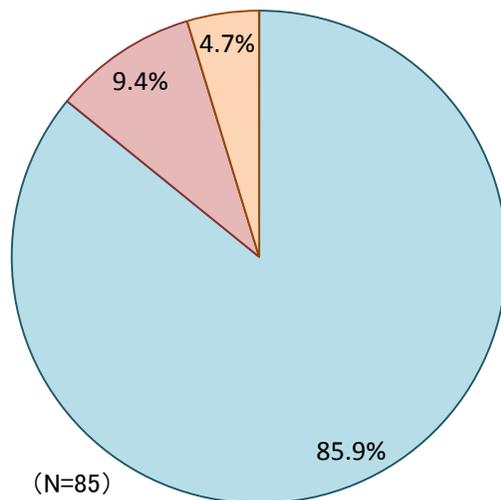
# 10. 音楽の著作権の帰属 ① (事前協議の有無)

## 番組制作会社からの回答

### 【事前協議の有無】

放送事業者から放送に使用する楽曲の制作委託を受ける際に(放送事業者から番組制作の委託を受けるに当たり、当該番組に使用するための楽曲を制作する際を含みます。)、その楽曲の著作権の取扱いについて、放送事業者と事前に協議する機会がありましたか。

1.すべての楽曲について事前に十分な協議の機会が設けられていた。または、放送事業者と事前の協議により定めたルール・契約ひな形により取扱いを決定していた	73
2.協議の機会が設けられている場合と、設けられていない場合があった	8
3.協議の機会は全く設けられず、放送事業者が提示する条件に従っていた	4

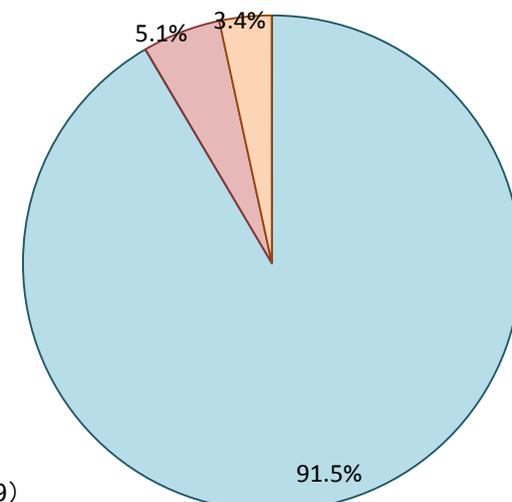


## 放送事業者からの回答

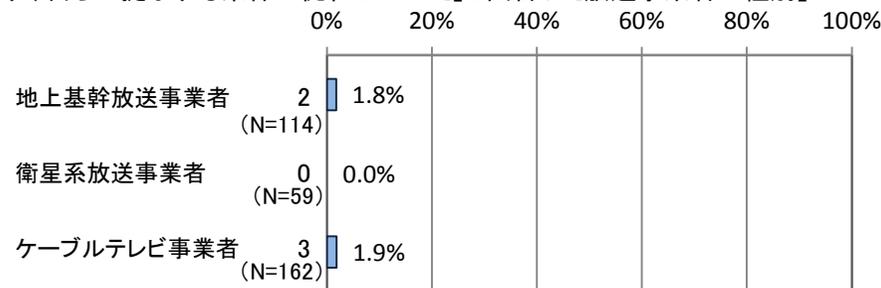
### 【事前協議の有無】

音楽出版社に対し、放送に使用する楽曲の制作委託をする際に(番組制作会社に番組制作の委託をした場合であって、当該番組制作会社が当該番組に使用するために楽曲を制作したときを含みます。)、その楽曲の著作権の取扱いについて、音楽出版社や番組制作会社と事前に協議する機会がありましたか。

1.すべての番組について事前に協議を行っていた。又は、音楽出版社等と事前の協議により定めたルール・契約ひな形により決定していた	54
2.事前に協議を行っている場合と、行っていない場合があった	3
3.事前の協議は行っておらず、自らが提示する条件に従わせていた	2



【「事前に協議を行っている場合と、行っていない場合があった」、「事前の協議は行っておらず、自らが提示する条件に従わせていた」と回答した放送事業者の種別】



※ 上記放送事業者の種別には、無記名回答の1社を含まない。

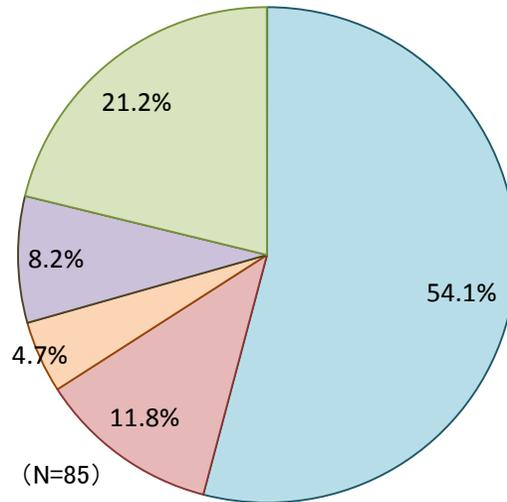
# 10. 音楽の著作権の帰属 ② (契約書等への記載)

## 番組制作会社からの回答

### 【契約書等への記載】

著作権の譲渡に対する対価その他の条件は、発注書や契約書等に記載されていましたか。

1.発注書や契約書等に記載されていた	46
2.記載されている場合と、記載されていない場合があった	10
3.全く記載されていなかった	4
4.発注書や契約書等の交付を受けていない	7
無回答	18
合計	85

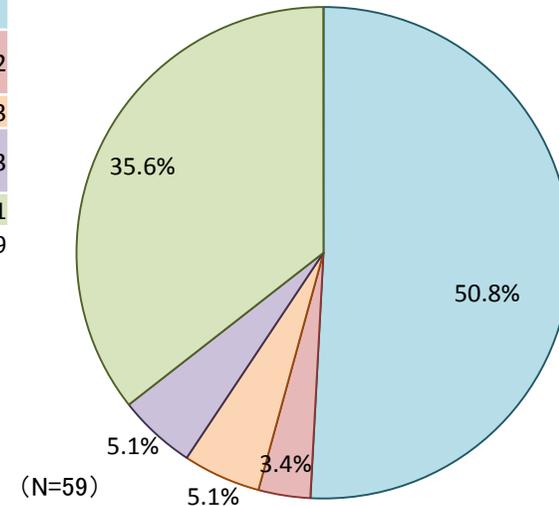


## 放送事業者からの回答

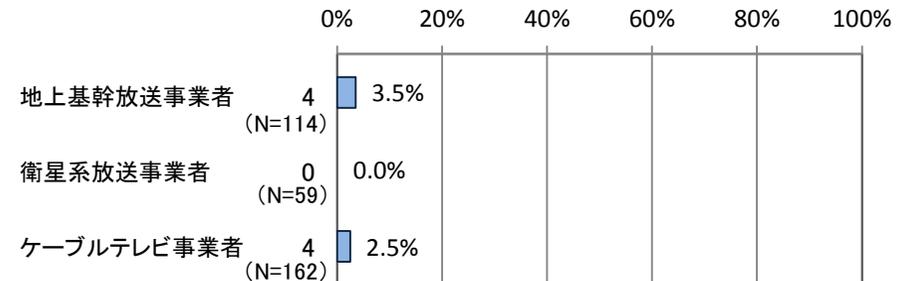
### 【契約書等への記載】

著作権の譲渡に対する対価その他の条件は、発注書や契約書等に記載されていましたか。

1.すべての番組について、対価その他の条件が、発注書面や契約書等に記載されていた	30
2.記載されている場合と、記載されていない場合があった	2
3.全く記載されていなかった	3
4.発注書や契約書等を交付していなかった	3
無回答	21
合計	59



【「記載されている場合と、記載されていない場合があった」、「全く記載されていなかった」、「発注書や契約書等を交付していなかった」と回答した放送事業者の種別】



※ 上記放送事業者の種別には、無記名回答の1社を含まない。

# 10. 音楽の著作権の帰属 ③ (著作権譲渡の対価の支払の有無)

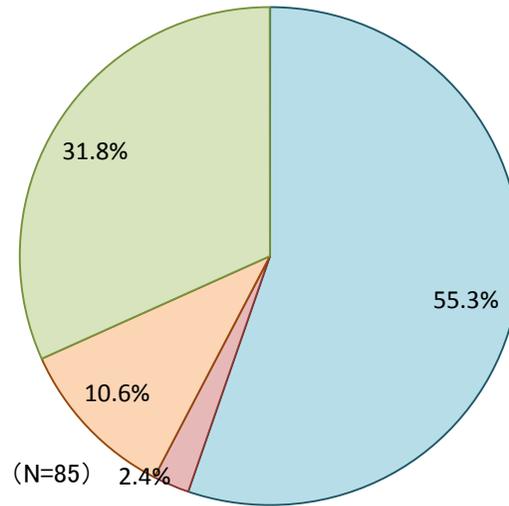
## 番組製作会社からの回答

## 放送事業者からの回答

### 【対価の支払の有無】

著作権の譲渡の対価は支払われていましたか。

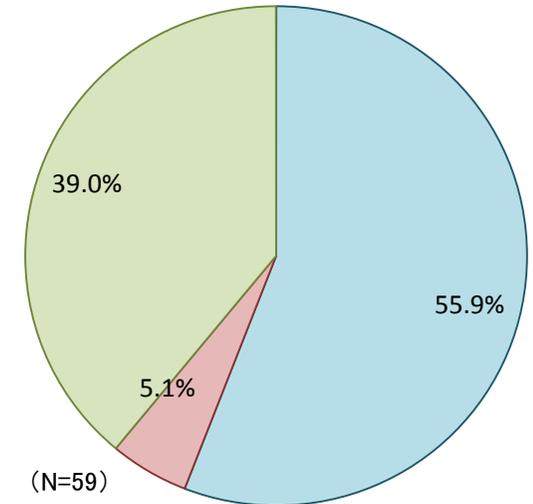
1.著作権譲渡の対価は支払われており、その額は適正だった	47
2.著作権譲渡の対価は支払われているが、その額は適正ではなかった	2
3.著作権譲渡の対価は支払われていなかった	9
無回答	27
合計	85



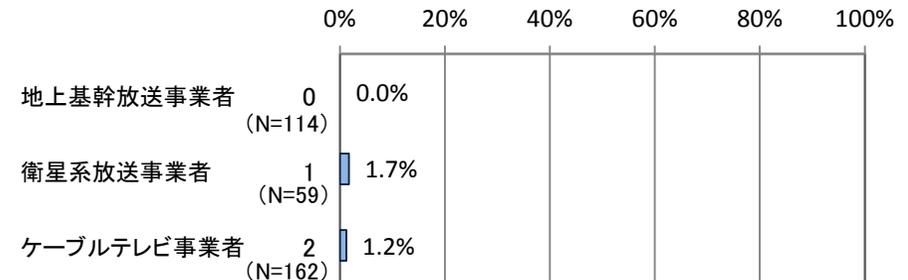
### 【対価の支払の有無】

著作権の譲渡の対価は支払っていましたか。

1.著作権譲渡の対価を支払っていた	33
2.著作権譲渡の対価を支払っていない場合があった	3
無回答	23
合計	59



### 【「著作権譲渡の対価を支払っていない場合があった」と回答した放送事業者の種別】



※ 上記放送事業者の種別には、無記名回答の1社を含まない。

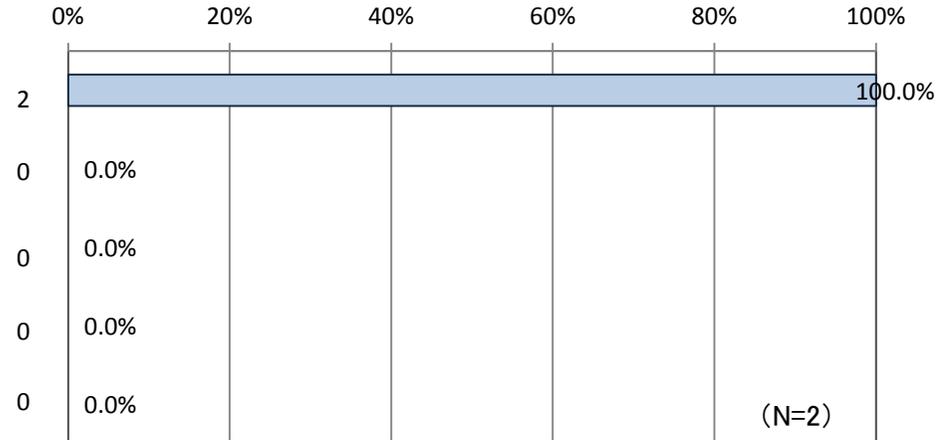
# 10. 音楽の著作権の帰属 ④ (著作権譲渡の対価の決定方法)

## 番組製作会社からの回答

### 【対価が適正ではなかった理由】

著作権の譲渡の対価が適正ではなかったとお考えになる理由をすべて教えてください(複数回答可)。

- 1.対価についての協議が十分に行われず、一方的に決定されていたから
- 2.他社が著作権を譲渡する際の対価に比べて差別的、著しく低廉であったから
- 3.過去に楽曲製作の受託をした際の対価に比べて、著しく低廉であったから
- 4.その他
- 無回答

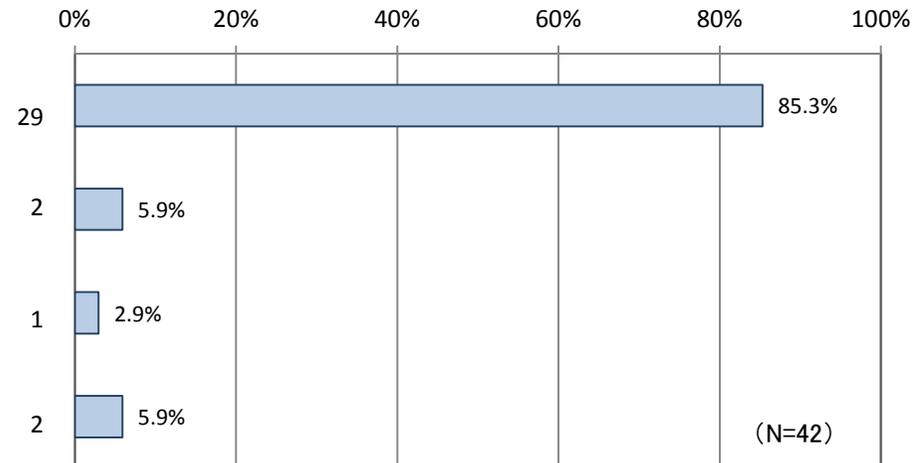


## 放送事業者からの回答

### 【対価の決定方法】

著作権の譲渡の対価はどのように決定されておりましたか(複数回答可)。

- 1.音楽出版社等との十分な協議により決定していた
- 2.同種又は類似の楽曲製作を他の音楽出版社等に委託した際の譲渡の対価を参考に決定していた
- 3.同じ音楽出版社等に過去に同種又は類似の楽曲製作の委託した際の譲渡の対価を参考に決定していた
- 4.その他



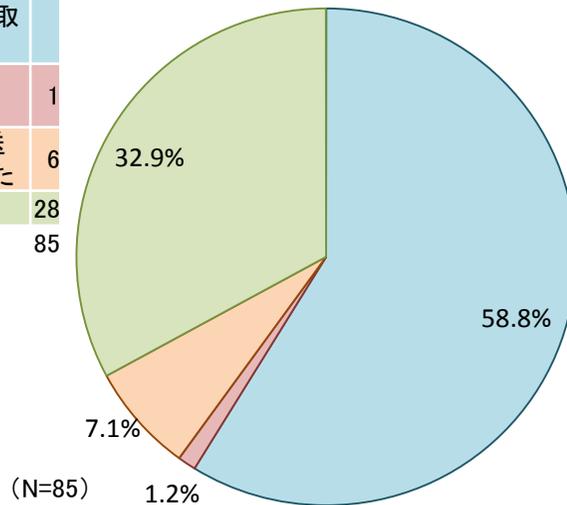
# 10. 音楽の著作権の帰属 ⑤ (楽曲管理の事前協議の有無)

## 番組制作会社からの回答

### 【事前協議の有無】

楽曲の著作権の管理を、放送事業者が指定する者が行うこととした場合に、その楽曲の著作権の管理を行う者について、放送事業者と事前に協議する機会がありましたか。

1.すべての楽曲について事前に十分な協議の機会が設けられていた。または、放送事業者と事前の協議により定めたルール・契約ひな形により取扱いを決定していた	50
2.協議の機会が設けられている場合と、設けられていない場合があった	1
3.協議の機会は全く設けられず、放送事業者が提示する条件に従っていた	6
無回答	28
合計	85

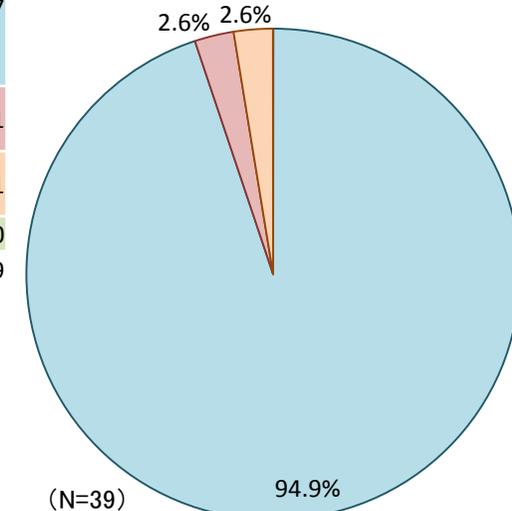


## 放送事業者からの回答

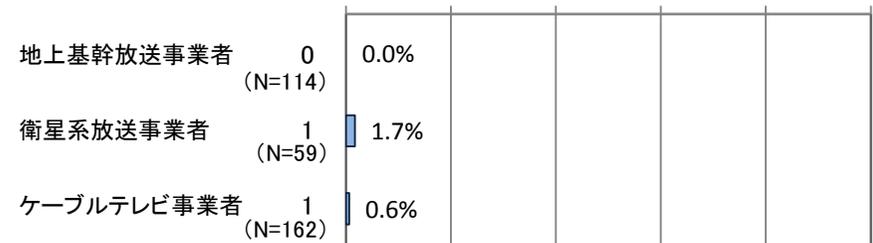
### 【事前協議の有無】

放送に使用する楽曲の制作委託をするに当たり、その楽曲の著作権の管理を自らが指定する者が行うこととした場合に、その楽曲の著作権の管理を行う者について、音楽出版社等と事前に協議する機会がありましたか。

1.すべての楽曲について事前に十分な協議の機会が設けられていた。または、音楽出版社等と事前の協議により定めたルール・契約ひな形により取扱いを決定していた	37
2.協議の機会が設けられている場合と、設けられていない場合があった	1
3.協議の機会は全く設けられず、自らが提示する条件に従わせていた	1
無回答	0
合計	39



【「協議の機会が設けられている場合と、設けられていない場合があった」、「協議の機会は全く設けられず、自らが提示する条件に従わせていた」と回答した放送事業者の種別】



※ 上記放送事業者の種別には、無記名回答の1社を含まない。

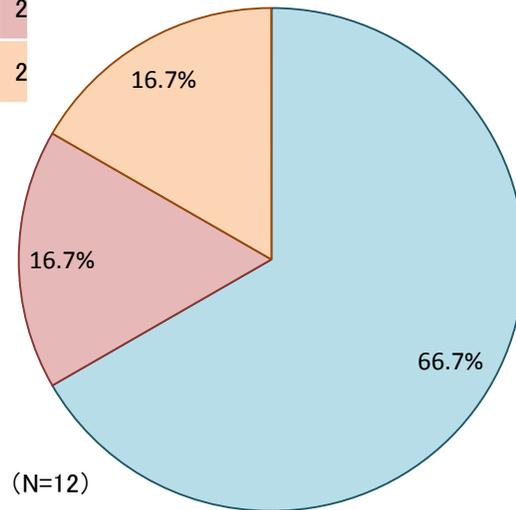
# 1 1. アニメの著作権の帰属 ① (事前協議の有無)

## 番組制作会社からの回答

### 【事前協議の有無】

制作委員会に参加していない放送事業者から、番組制作会社が参加する制作委員会に対してアニメ番組の制作が委託される場合に、そのアニメ番組の放送に係る局印税や、二次利用に関する窓口業務の取扱いについて、放送事業者と事前に協議を行う機会がありましたか。

1.全ての番組について事前に十分な協議の機会が設けられていた。又は、放送事業者と事前の協議により定めたルール・契約ひな形により取扱いを決定していた	8
2.協議の機会が設けられている場合と、設けられていない場合があった	2
3.協議の機会は全く設けられず、放送事業者が提示する条件に従っていた	2

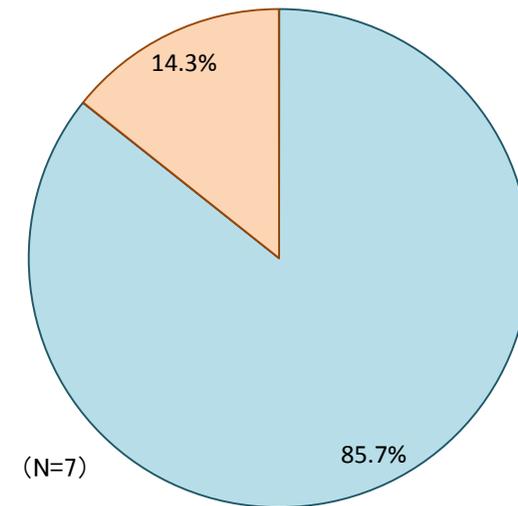


## 放送事業者からの回答

### 【事前協議の有無】

制作委員会に参加していない放送事業者が、アニメ制作会社が参加する制作委員会に対してアニメ番組の制作を委託する場合に、そのアニメ番組の放送に係る局印税や、二次利用に関する窓口業務の取扱いについて、制作委員会と事前に協議を行う機会がありましたか。

1.すべてのアニメ番組について事前に協議を行っていた	6
2.事前に協議を行っている場合と、行っていない場合があった	0
3.事前に協議は行っておらず、自らが提示する条件に従っていた	1



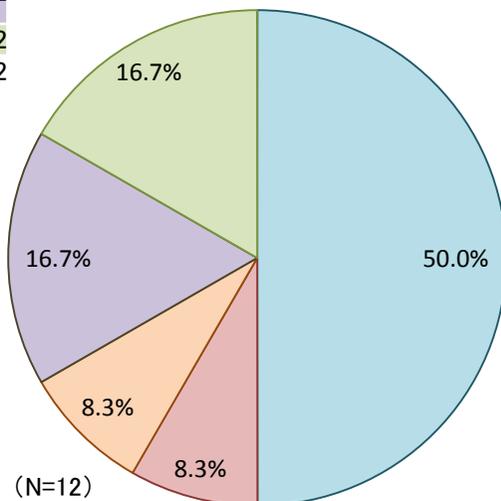
# 1 1. アニメの著作権の帰属 ② (契約書等への記載)

## 番組制作会社からの回答

### 【契約書等への記載】

局印税の額や、窓口業務を放送事業者が行うことに当たっての二次利用料収益の配分、期間その他の条件は、発注書や契約書等に記載されていましたか。

1.発注書や契約書等に記載されていた	6
2.記載されている場合と、記載されていない場合があった	1
3.全く記載されていなかった	1
4.発注書や契約書等の交付を受けていない	2
無回答	2
合計	12

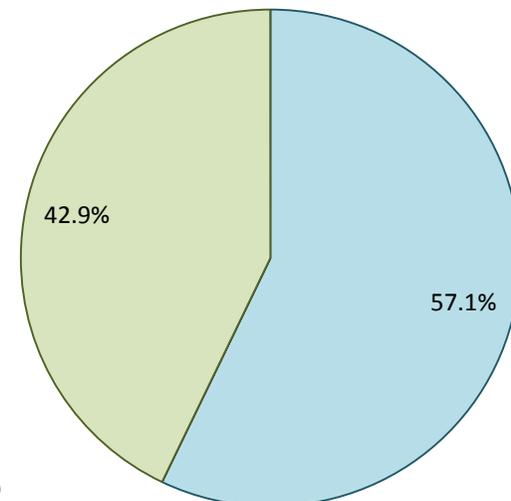


## 放送事業者からの回答

### 【契約書等への記載】

局印税の額や、窓口業務を放送事業者が行うことに当たっての二次利用料収益の配分、期間その他の条件は、発注書や契約書等に記載されていましたか。

1.すべての番組について、局印税の額その他の条件が、発注書や契約書等に記載されていた	4
2.記載されている場合と、記載されていない場合があった	0
3.全く記載されていなかった	0
4.発注書や契約書等を交付していなかった	0
無回答	3
合計	7



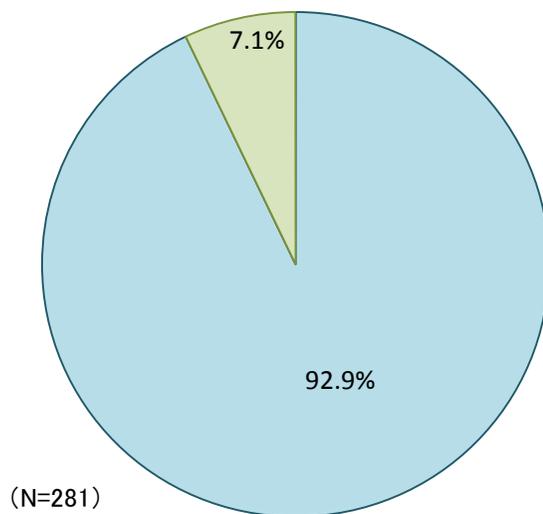
## 1 2 . 出資強制（系列会社化）

### 番組制作会社からの回答

#### 【出資強制】

放送事業者から、今後の番組制作発注を行わないなどの取引の拒絶を示唆するなどして、出資（放送事業者が番組制作会社の株式を取得すること）を強制されたことはありましたか。

1.ない	261
2.ある	0
無回答	20
合計	281

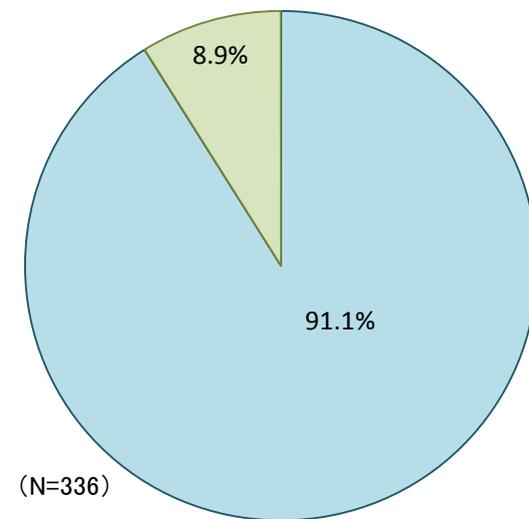


### 放送事業者からの回答

#### 【出資強制】

番組制作会社に対し、今後の番組制作発注を行わないなどの取引の拒絶を示唆するなどして、出資（放送事業者が番組制作会社の株式を取得すること）を強制したことはありましたか。

1.ない	306
2.ある	0
無回答	30
合計	336



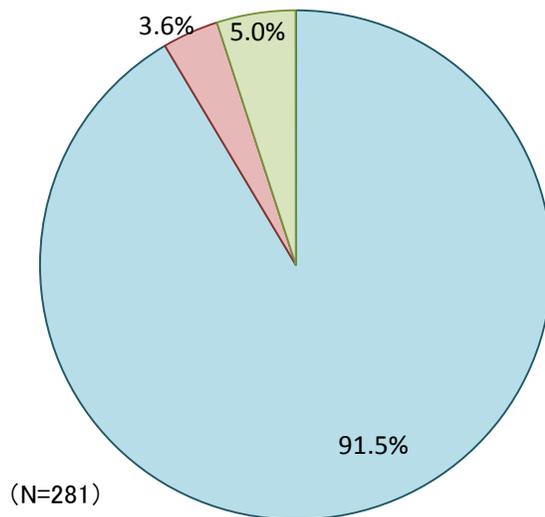
# 1 3 . 契約形態と取引実態の相違について

## 番組制作会社からの回答

### 【契約形態と取引実態の相違】

放送事業者との番組制作委託契約の形態について、実際の業務内容及び制作実態は請負契約に相当するにもかかわらず、契約形態のみを派遣契約とされ、派遣労働者の管理や番組制作の対価が著しく減少するなどの不利益を被ったことはありましたか。

1.ない	257
2.ある	10
無回答	14
合計	281



## 放送事業者からの回答

### 【契約形態と取引実態の相違】

番組制作会社との番組制作委託契約の形態について、実際の業務内容及び制作実態は請負契約に相当するにもかかわらず、番組制作会社と十分な協議を行わず、契約形態のみを派遣契約としたことはありますか。

1.ない	306
2.ある	0
無回答	30
合計	336

